



# 鳥取県公報

平成18年 3月28日(火)  
号外第42号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

条 例	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 (44) (職員課) .....	6
	職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例 (45) (〃) .....	29
	鳥取県知事等及び職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例 (46) (〃) .....	60
	警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 (47) (警察本部警務課) .....	62

### ———公布された条例のあらまし———

#### 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

##### 1 条例の改正理由

人事委員会の職員の給与に関する報告を踏まえ、職員の特殊勤務手当 (以下「手当」という。) が職員の勤務実態を適切に考慮したものとなるよう当該手当の種類、額等を見直す。

##### 2 条例の概要

###### (1) 調整額の廃止及び職務に相当の特殊性が認められるものの手当化

食肉衛生検査所に勤務する職員がと畜場において行う獣畜の解体検査等に従事したときに、と畜検査等業務手当を支給することとする。

児童と起居を共にして自立支援に向け生活指導等を行う、喜多原学園に勤務する児童自立専門員等及び皆成学園に勤務する保育士等に、児童生活支援業務手当を支給することとする。

衛生環境研究所に勤務する職員が感染症の病原体が付着した物件に対する検査等に従事したときに防疫等業務手当を支給することとする。

盲、聾、養護学校に勤務する教諭等及び小中学校の障害児学級の担当教諭等が児童及び生徒の直接指導に従事したときに、教員特殊業務手当を支給することとする。

###### (2) 手当の廃止

訓練指導手当、特殊自動車運転手当及び漁労手当を廃止する。

###### (3) その他の見直し

税務手当、用地交渉手当、社会福祉業務手当及び精神保健福祉業務手当を廃止し、新たに、納税義務者等との困難な折衝業務に従事した職員に困難折衝等業務手当を支給することとするとともに、手当の統合及びその額の見直しを行う。

家畜保健衛生業務手当の支給方法を月額支給から日額支給に変更するとともに、当該手当の額及び対象業務範囲の見直しを行う。

部活動、入学者選抜における採点等の場合において公立学校に勤務する教諭等に支給される教員特殊業務手当を日額支給から時間区分による支給に変更するとともに、当該手当の額及び対象業務の見直しを行う。

その他勤務の特殊性の客観的判断という観点から判断指標を設定し、支給対象業務及び支給額全般

について見直しを行う。

その他所要の規定の整備を行う。

(4) 施行期日

平成18年6月1日に施行する(3)の一部を除き、同年4月1日とする。

職員の退職手当に関する条例等の一部改正について

1 条例の改正理由

職員の在職期間中の公務への貢献度を退職手当によりの確に反映できる退職手当制度とするため、勤続期間に応じた支給率の平準化、勤続年数に中立的な形で貢献度を勘案する調整額の新設等、所要の改正を行おうとするものである。

2 条例の概要

(1) 職員の退職手当に関する条例の一部改正

ア 退職した者に対する退職手当の額は、退職手当の基本額に、退職手当の調整額を加えて得た額とする。

退職手当の算出方法

現 行 退職手当 = 退職日給料月額 × 退職理由別・勤続年数別支給率

改正後 退職手当 = 基本額 (退職日給料月額 × 退職理由別・勤続年数別支給率) + 調整額

イ 退職手当の基本額は、退職の日における給料月額 (給料表減額改定による経過措置 (現給保障) 額を適用しない額) に、退職理由別及び勤続年数別に定める割合を乗じて得た額とする。

ウ 退職した者の基礎在職期間中に、給料月額の減額改定以外の理由によりその者の給料月額が減額されたことがある場合における退職手当の基本額の特例を定める。

エ 退職手当の調整額 (オに掲げる場合を除く。) は、基礎在職期間の初日の属する月から末日の属する月までの各月ごとに、当該各月にその者が属していた職員の区分に応じて定める額 (以下「調整月額」という。) のうち、その額が多いものから60月分の調整月額を合計した額とする。

オ 短期勤続者等に対する退職手当の調整額を定める。

カ その他所要の規定の整備を行うこと。

(2) 知事等の退職手当に関する条例等の一部改正

次の条例について、(1)の改正に合わせ、副知事等の退職手当の特例、無給休暇等の期間を基礎在職期間からの控除対象とみなすか否か等について、所要の改正を行う。

ア 知事等の退職手当に関する条例

イ 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例

ウ 職員の育児休業等に関する条例

エ 職員の勤務時間、休暇等に関する条例

オ 県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例

カ 公益法人等への職員の派遣等に関する条例

(3) 施行期日等

ア 施行期日は、平成18年4月1日とする。

イ 所要の経過措置を講じる。

ウ 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例等について所要の改正を行う。

鳥取県知事等及び職員の給与の特例に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

県財政の再建のため特例として実施している職員給与のカット措置について、給与構造改革の実施及び

本県独自の給与制度見直しの実施に係る財政的効果の状況を踏まえ、知事等を除く職員のカット率を改めるものである。

## 2 条例の概要

- (1) 管理職手当の支給を受ける職員のうちその支給割合が最も高いものの給料、管理職手当、地域手当、期末手当及び勤勉手当の額を減ずる割合を100分の5（現行 100分の6）とする。
- (2) (1)に掲げる職員以外の一般職の職員（特定の職務の級に属し、かつ、特定の号給以下である者（以下「若年層職員」という。）を除く。）の給料、管理職手当、地域手当、期末手当及び勤勉手当の額を減ずる割合を100分の4（現行 100分の5）とする。
- (3) 若年層職員の給料、地域手当、期末手当及び勤勉手当の額を減ずる割合を100分の3（現行 100分の4）とする。
- (4) 任期付研究員及び特定任期付職員の給料月額、任期付研究員業績手当、任期付職員業績手当、地域手当及び期末手当を減ずる割合を100分の4（現行 100分の5）とする。
- (5) 施行期日は、平成18年4月1日とする。

### 警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

#### 1 条例の改正理由

警察職員の業務の特殊性及び従事実績に応じた特殊勤務手当（以下「手当」という。）の支給を行うため、手当の種類、支給対象業務並びに手当ごとの支給額及び支給方法を見直す。

#### 2 条例の概要

- (1) 航空機の操縦士及び整備士に係る給料の調整額の廃止に伴い、航空手当（月額支給）を新設する。
- (2) (1)に掲げるものを除く月額支給の手当及びけん銃操法指導の手当を廃止する。
- (3) 次のとおり、手当の種類を細分化するとともに、これまで人事委員会規則で定めていた支給対象業務の範囲及び支給額に関する事項を条例で定める。

《現 行》

手当の種類	支給対象業務（業務の範囲を人事委員会規則に委任）	支給上限額（支給額を人事委員会規則に委任）
作業手当	犯罪予防、捜査及び被疑者の逮捕の作業	勤務1月につき10,100円又は勤務1日につき560円
	警ら作業	勤務1月につき6,200円又は勤務1日につき340円
	犯罪鑑識作業	勤務1月につき10,100円又は勤務1日につき560円
	道路上で行う自動車の運転免許技能試験作業	勤務1日につき640円
	交通取締作業	勤務1月につき10,100円又は勤務1日につき560円
	火薬類及び高圧ガス取締作業	勤務1日につき640円
	死体取扱作業	勤務1日につき1,600円（人事委員会が定めるものについては、1体につき3,200円）
	看守作業	勤務1日につき640円
	けん銃操法指導作業	〃
	警察活動のための自動車の運転作業	〃
	警備用船舶の運航作業	〃
	無線電話による通信作業	〃
	爆発物取扱作業	〃
	特殊危険物質危険区域内作業	〃

	潜水作業	勤務1時間につき1,500円
	航空機搭乗作業	勤務1時間につき5,100円
	爆発物処理作業	勤務1回につき5,200円
	特殊危険物質処理作業	〃
	災害救助等作業	勤務1日につき1,100円
	身辺警護等作業	勤務1日につき640円 (人事委員会が定めるものについては、勤務1日につき1,150円)
	海外犯罪情報収集作業	勤務1日につき1,100円
	銃器犯罪捜査作業	勤務1日につき1,640円
夜間特殊業務手当	正規の勤務時間の一部又は全部が深夜において行われる業務	勤務1回につき1,100円

## 《改正後》

手当の種類	支給対象業務	支給額
犯罪予防・捜査手当	(変更無し)	作業に従事した日1日につき560円
警ら手当	警ら活動中の犯罪の予防又は検挙、事件又は事故の処理、交通の指導取締り、少年の補導、不審者への職務質問、市民に対する保護その他の作業	作業に従事した日1日につき340円
犯罪鑑識手当	犯罪鑑識のための証拠の採取又は鑑定の作業 実験用爆発物取扱作業	作業に従事した日1日につき ア 現場において行われる作業 560円 イ ア以外の作業 280円
運転免許技能試験手当	(変更無し)	作業に従事した日1日につき230円
交通捜査取締手当	交通事件又は交通事故の捜査作業 交通取締用自動二輪車に乗車して行う交通取締作業 高速道路上において行う交通取締作業 及び の作業以外の交通取締作業	作業に従事した日1日につき ア 及び の作業 560円 イ の作業 460円 ウ の作業 310円
死体取扱手当	検視作業	検視した死体1体につき3,200円
	検視作業以外の死体取扱作業	作業に従事した日1日につき1,600円
看守手当	警察留置場における被疑者の看守作業 被疑者の護送作業	作業に従事した日1日につき330円
緊急走行手当	緊急自動車に乗車して行う緊急走行作業	作業に従事した日1日につき420円
警備艇運航手当	次の間における運航作業 日没時から日出時までの間 運航することが危険と認められる気象注意報及び警報が行われている間	作業に従事した日1日につき300円
通信指令手当	緊急通報(110番通報)の受理及びこれに伴う指令の通信作業	作業に従事した日1日につき230円
特殊危険物	特殊危険物質による被害の危険がある区域内	作業に従事した日1日につき250円

質危険区域内作業手当	において行う作業（特殊危険物質処理作業手当の支給対象作業を除く。）	
潜水手当	潜水器具を着装して行う潜水作業	作業に従事した時間1時間につき ア 潜水深度20メートルまで 300円 イ 潜水深度20メートル～30メートル 600円 ウ 潜水深度30メートル超 1,200円
航空手当	航空機の操縦 航空機の整備 捜索救難、犯罪の捜査又は鎮圧、警備、交通取締り等 教育訓練	ア 作業に従事した月1月につき （ア）操縦士 35,000円 （イ）航空整備士 20,000円 イ 作業に従事した時間1時間につき （ア） の作業 5,100円 （イ） の作業 2,200円 （ウ） の作業 1,200円 （エ） の作業 300円
爆発物処理作業手当	爆発物容疑物件に接近して行う作業	作業に従事した勤務1回につき5,200円
特殊危険物質処理作業手当	特殊危険物質等が発散し、若しくは漏洩している状況の下で行う救助作業又は被疑者の逮捕、捜索、差押え、検証等の捜査活動	作業に従事した勤務1回につき5,200円
	特殊危険物質等の処理作業で人事委員会が定めるもの	作業に従事した勤務1回につき ア 特殊危険物質等が発散し、又は漏洩している状況の下で行うもの 5,200円 イ 特殊危険物質等が発散し、又は漏洩していない状況の下で行うもの 2,600円
災害応急手当	火薬類若しくは高圧ガスによる大規模な事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺における立入検査の作業	作業に従事した日1日につき300円
	山岳における人命救助のための救難捜索作業で危険かつ困難を伴うと人事委員会が認めるもの	作業に従事した日1日につき600円
	異常な自然現象又は大規模な事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う災害警備、遭難救助、通信施設の臨時設置、運用若しくは保守、鑑識作業又はこれらに相当する作業で心身に著しい負担を与えると人事委員会が認めるものに掲げる作業に相当すると人事委員会が認める作業	作業に従事した日1日につき840円
身辺警護手	天皇又は皇后、皇太子若しくは皇太子妃	作業に従事した日1日につき1,150円

当	の側近警衛作業	
	以外の皇族の側近警衛又は内閣総理大臣、国賓その他の人事委員会規則で定める者の身辺警護の作業	作業に従事した日1日につき640円
海外犯罪情報収集手当	日本国外において行う犯罪の捜査に関する情報の収集作業で人事委員会が定めるもの	作業に従事した日1日につき1,100円
銃器犯罪捜査手当	銃器又は銃器と思料されるものを使用している犯罪現場における犯人の逮捕作業等	作業に従事した日1日につき1,640円
	銃器を所持する犯人の逮捕作業	作業に従事した日1日につき1,100円
	又は に付随する固定配置作業	作業に従事した日1日につき ア に付随して行うもの 1,100円 イ に付随して行うもの 820円
	銃器が使用された暴力団の対立抗争事件に伴う暴力団事務所等への張付け警戒作業	作業に従事した日1日につき820円
夜間特殊業務手当	正規の勤務時間が深夜の全部を含む勤務	業務に従事した勤務1回につき1,100円
	正規の勤務時間が深夜の一部を含む勤務(深夜における勤務が2時間以上であるもの)	業務に従事した勤務1回につき730円
	正規の勤務時間が深夜の一部を含む勤務(深夜における勤務が2時間未満であるもの)	業務に従事した勤務1回につき410円

特殊危険物質：サリン等の危険物質

深夜：午後10時から翌日の午前5時までの間

- (4) 支給額の加算に関する規定その他所要の規定を整備する。  
(5) 施行期日は、平成18年4月1日とする。

## 条 例

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年3月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

### 鳥取県条例第44号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

第1条 職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和27年鳥取県条例第39号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条、項、号及び号の細目の表示に下線が引かれた条、項、号及び号の細目(以下この条において「移動条項等」という。)に対応する同表の改正後の欄中条、項、号及び号の細目の表示に下線が

引かれた条、項、号及び号の細目（以下この条において「移動後条項等」という。）が存在する場合には、当該移動条項等を当該移動後条項等とし、移動条項等に対応する移動後条項等が存在しない場合には、当該移動条項等（以下この条において「削除条項等」という。）を削り、移動後条項等に対応する移動条項等が存在しない場合には、当該移動後条項等（以下この条において「追加条項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条、項及び号の表示並びに削除条項等を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条、項及び号の表示並びに追加条項等を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号。以下「給与条例」という。）第11条第2項の規定に基づき、職員の特殊勤務手当の種類、支給される職員の範囲、支給額その他特殊勤務手当の支給に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(特殊勤務手当の種類)</p> <p>第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>困難折衝等業務手当</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(3) <u>児童生活支援業務手当</u></p> <p>(4)～(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 略</p> <p>(11) <u>取締等業務手当</u></p> <p>(12) 略</p> <p>(13) <u>と畜検査等業務手当</u></p> <p>(14) 略</p> <p>(15) 略</p> <p>(16) 略</p> <p>(17) 略</p> <p>(18) 略</p> <p>(19) 略</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、職員の給与に関する条例（昭和26年2月鳥取県条例第3号。以下「給与条例」という。）第11条第2項の規定に基づき、職員の特殊勤務手当の種類、支給される職員の範囲、支給額その他特殊勤務手当の支給に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(特殊勤務手当の種類)</p> <p>第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>税務手当</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(3) <u>社会福祉業務手当</u></p> <p>(4)～(6) 略</p> <p>(7) <u>漁労手当</u></p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 略</p> <p>(11) 略</p> <p>(12) <u>麻薬等取締手当</u></p> <p>(13) <u>精神保健福祉業務手当</u></p> <p>(14) <u>訓練指導手当</u></p> <p>(15) <u>特殊自動車運転手当</u></p> <p>(16) 略</p> <p>(17) 略</p> <p>(18) 略</p> <p>(19) 略</p> <p>(20) 略</p> <p>(21) 略</p> <p>(22) 略</p>

(20) 略

(21) 略

(22) 災害応急作業等手当

(23) 略

(困難折衝等業務手当)

第3条 困難折衝等業務手当は、次に掲げる場合に支給する。

(1) 給与条例第1条に規定する職員（以下「職員」という。）が納税義務者若しくは特別徴収義務者又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の3第1項の規定による督促を受けた者その他の県に債務を有する者を訪問し、接見して行う心身に著しい負担を与える業務のうち次に掲げる業務に従事したとき。

ア 徴収又は折衝の業務

イ 県税に係る更正若しくは決定のための調査又はこれに準ずる調査に必要な質問又は検査の業務

ウ 滞納処分に係る財産の搜索又は差押え若しくは搬出の業務

(2) 職員が次に掲げる規定その他の福祉に関する法令の規定に基づき、要保護者又は援護、育成若しくは更生その他の措置を要する者を訪問し、接見して行う心身に著しい負担を与える指導、相談又は調査その他これらに準ずると人事委員会が認める業務（次号及び第4号に掲げる業務を除く。）に従事したとき。

ア 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第15条第4項

イ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第11条第1項第2号口からホまでの規定

ウ 売春防止法（昭和31年法律第118号）第34条第2項

エ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）第3条第3項第1号から第3号まで

(3) 職員が児童福祉法第33条第1項又は第2項の

(23) 略

(24) 用地交渉手当

(25) 略

(26) 災害応急作業手当

(27) 略

(28) 航空機搭乗業務手当

(税務手当)

第3条 税務手当は、給与条例第1条に規定する職員（以下「職員」という。）が納税義務者又は特別徴収義務者を訪問し、その者に直接接して行う県税の賦課徴収に関する業務で人事委員会規則で定めるものに従事したときに支給する。



規定に基づいて行う緊急に児童を一時保護する業務及び当該業務に付随する一連の要保護者、親権者等に接見して行う指導、相談又は調査の業務に従事したとき。

(4) 職員（医師を除く。）が次に掲げる業務に従事したとき。

ア 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下この項において「法」という。）第27条第1項の規定に基づく調査

イ 法第27条第3項の規定に基づく精神保健指定医の診察の立会い

ウ 法第29条第1項又は第29条の2第1項の規定に基づき入院させる精神障害者の護送

エ 法第34条第1項から第3項までの規定に基づき入院させる精神障害者の移送

オ 法第47条第1項の規定に基づき精神障害者を訪問して行う精神保健及び精神障害者の福祉に関する相談又は指導

(5) 職員が用地の取得、使用又は損失の補償のために、土地所有者又は関係人（官公署その他これに準ずる機関を除く。）を訪問し、直接接見して行う折衝の業務のうち、心身に著しい負担を与えると人事委員会が認めるものに従事したとき。

2 前項の手当の額は、職員が業務に従事した日1日につき600円（当該業務が積極的な加害意思を持った相手方に対し行われ、職員の身体又は生命に重大な危険を及ぼすと人事委員会が認める場合にあつては、1,200円）とする。

(防疫等業務手当)

第4条 防疫等業務手当は、次に掲げる場合に支給する。

(1) 職員が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症予防法」という。）第6条第2項及び第3項に定める感染症及び人事委員会がこれらに相当すると認める感染症の病原体に汚染されている区域において行う患者の看護、当該病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理作業又は当該区域から患者を移送する業務に従事したとき。

(2) 職員が家畜伝染病予防法（昭和26年法律第

2 前項の手当の額は、職員が業務に従事した日1日につき1,160円とする。

(防疫等業務手当)

第4条 防疫等業務手当は、次に掲げる場合に支給する。

(1) 職員が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症予防法」という。）第6条第1項に定める感染症のうち人事委員会の定める感染症の病原体に汚染されている区域において行う患者の看護又は当該病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理作業に従事したとき。

(2) 職員が家畜伝染病予防法（昭和26年法律第

166号) 第2条第1項に定める家畜伝染病及び同法第4条第1項に定める届出伝染病並びに人事委員会がこれらに相当すると認める伝染性疾患の病原体に汚染されている区域において行う次に掲げる業務に従事したとき。

ア 患畜の飼育又は当該病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理業務(イ及びウに掲げるものを除く。)

イ 死亡畜の解剖業務及びその補助業務

ウ 患畜等の殺処分及びこれに伴う解体検査業務並びにこれらの補助業務

(3) 保健所に勤務する保健師(第1号に掲げる業務に従事する職員を除く。)が次に掲げる業務に従事したとき。

ア及びイ 略

ウ 感染症予防法第6条第1項に定める感染症(次号において「感染症」という。)の患者又はその疑いのある者に対して行う検査における採血業務

(4) 衛生環境研究所に勤務する職員(第1号に掲げる業務に従事する職員を除く。)が感染症の病原体が付着した物件又は付着の疑いのある物件に対する検査、調査又は研究の業務に従事したとき。

2 前項の手当の額は、職員が業務に従事した日1日につき、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号、第2号ア、第3号及び第4号の業務 300円

(2) 前項第2号イの業務 600円

(3) 前項第2号ウの業務 1,200円

3 第1項各号に掲げる業務のうち次の表の左欄に掲げる業務に係る手当が支給される日については、同項の規定にかかわらず、それぞれ同表の右欄に掲げる業務に係る手当は、支給しない。

第2号イの業務	第2号アの業務
第2号ウの業務	第2号アの業務 第2号イの業務

(児童生活支援業務手当)

第5条 児童生活支援業務手当は、次に掲げる場合に支給する。

(1) 喜多原学園に勤務する職員のうち児童の生活指導を本務とする職員が生活指導業務に従事した

166号) 第2条に定める家畜伝染病のうち人事委員会の定める伝染性疾患の病原体に汚染されている区域において行う患畜の飼育又は当該病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理業務に従事したとき。

(3) 保健所に勤務する保健師が次に掲げる業務に従事したとき。

ア及びイ 略

ウ 感染症予防法第6条第1項に定める感染症の患者又はその疑いのある者に対して行う検査における採血業務

2 前項の手当の額は、職員が業務に従事した日1日につき290円とする。

(社会福祉業務手当)

第5条 社会福祉業務手当は、次に掲げる場合に支給する。

(1) 福祉事務所、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所、児童相談所又は婦人相談所に勤

とき。

- (2) 皆成学園に勤務する職員のうち児童の生活指導を本務とする保育士（夜間における生活指導業務を行わない者を除く。）が生活指導業務に従事したとき。

- 2 前項の手当の額は、職員が業務に従事した月1月につき、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 前項第1号の業務 22,000円  
(2) 前項第2号の業務 11,000円

(放射線取扱手当)

第6条 放射線取扱手当は、次に掲げる場合（月の初日から末日までの間に外部放射線を被曝し、その実効線量が100マイクロシーベルト以上であったことが人事委員会が定める測定方法により認められた場合に限る。）に支給する。

(1)～(3) 略

- 2 前項の手当の額は、職員が業務に従事した月1月につき5,500円とする。

(医療業務手当)

第7条 略

- 2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。ただし、同項第2号の業務に係る1月の手当の総額は、第1号に定める額を超えることができない。

- (1) 前項第1号の業務 次の区分による額

務する職員のうち人事委員会規則で定める職員が、福祉に関する業務に従事したとき。

- (2) 福祉事務所に勤務する職員のうち人事委員会規則で定める職員（前号に掲げる者を除く。）が、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第15条第3項又は第4項の業務に従事したとき。

- (3) 児童相談所に勤務する職員のうち人事委員会規則で定める職員（第1号に掲げる者を除く。）が、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第15条の2第1項各号の業務に従事したとき。

- 2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、前項第2号又は第3号の業務に係る1月の手当の総額は、第1号に定める額を超えることができない。

- (1) 前項第1号の業務 月額 11,000円  
(2) 前項第2号及び第3号の業務 職員が業務に従事した日1日につき 610円

(放射線取扱手当)

第6条 放射線取扱手当は、次に掲げる場合に支給する。

(1)～(3) 略

- 2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、前項第2号に掲げる職員に対する1月の手当の総額は、5,000円を超えてはならない。

- (1) 前項第1号及び第3号の作業 職員が作業に従事した日1日につき230円  
(2) 前項第2号イの作業 作業1回につき5円  
(3) 前項第2号ロの作業 作業1回につき3円

第7条 削除

(医療業務手当)

第8条 略

- 2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、前項第2号の業務に係る1月の手当の総額は、第1号に定める額を超えることができない。

- (1) 前項第1号の業務 次の区分による額

1 級 職員が業務に従事した月 1 月につき  
44,000円

2 級 職員が業務に従事した月 1 月につき  
29,000円

3 級 職員が業務に従事した月 1 月につき  
24,000円

4 級 職員が業務に従事した月 1 月につき  
22,000円

5 級 職員が業務に従事した月 1 月につき  
20,000円

(2) 前項第 2 号の業務 次の区分による額

1 級 職員が業務に従事した日 1 日につき  
2,440円

2 級 職員が業務に従事した日 1 日につき  
1,610円

3 級 職員が業務に従事した日 1 日につき  
1,330円

4 級 職員が業務に従事した日 1 日につき  
1,220円

5 級 職員が業務に従事した日 1 日につき  
1,110円

3 略

(航海手当)

第 8 条 航海手当は、職員が水産試験船又は実習船に  
乗り組み、沿岸 3 マイル以遠の海域において行う試  
験調査、実習又は講習のための航海業務に従事した  
ときに支給する。

2 前項の手当の額は、職員が業務に従事した日 1 日  
につき、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、それ  
ぞれ当該各号に定める額とする。

(1) その実施に泊を伴わない業務 300円

(2) その実施に泊を伴う業務 600円

3 前項の規定にかかわらず、職員が次の各号に掲げ  
る業務に従事した場合における第 1 項の手当の額は、  
前項各号に定める額にその額の100分の100に相当す  
る額を加算した額とする。

(1) 日没時から日出時までの間において行われる  
業務 (船室内で行われるものを除く。)

(2) 注意報及び警報 (気象業務法施行令 (昭和27  
年政令第471号) 第 4 条又は第 5 条に規定する注

1 級 月額 68,000円

2 級 月額 44,000円

3 級 月額 37,000円

4 級 月額 34,000円

5 級 月額 30,000円

(2) 前項第 2 号の業務 次の区分による額

1 級 業務に従事した日 1 日につき 3,770  
円

2 級 業務に従事した日 1 日につき 2,440  
円

3 級 業務に従事した日 1 日につき 2,050  
円

4 級 業務に従事した日 1 日につき 1,880  
円

5 級 業務に従事した日 1 日につき 1,660  
円

3 略

第 9 条 削除

(航海手当)

第10条 航海手当は、職員が漁業取締船、水産試験船  
又は実習船に乗り組み、沿岸 3 マイル以遠の海域に  
おいて取締り、試験調査、実習又は講習のため航海  
業務に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、職員が業務に従事した日 1 日  
につき290円とする。

意報及び警報をいう。以下「警報等」という。）  
のうち、航海業務において危険と認められるもの  
が行われている期間に行われる業務

(夜間定時制業務兼務手当)

第9条 略

(乗船実習指導手当)

第10条 略

(種雄牛馬等取扱手当)

第11条 種雄牛馬等取扱手当は、次に掲げる場合に支給する。

(1) 畜産試験場若しくは中小家畜試験場又は倉吉農業高等学校に勤務する職員が種雄牛馬若しくは種雄豚の自然交配若しくは精液の採取若しくはこれらの作業の準備のため種雄牛馬若しくは種雄豚を御する作業に従事したとき、又は恒温室において精液の保存処理の作業に従事したとき。

(2) 総合事務所に勤務する職員が鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)

(漁労手当)

第11条 漁労手当は、職員が水産試験船又は実習船に乗り組み、漁労に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる船舶の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を総額として、漁労に従事した職員の職務に応じて人事委員会規則で定めるところにより算出した額とする。

(1) 遠洋漁業実習のための実習船 1 航海中における漁獲物の販売額から販売に要した経費を差し引いた額の100分の20に相当する額と1,700円に漁労に従事した職員の数に漁労に従事した回数に乗じて得た数に乗じて得た額との合計額

(2) 前号に掲げる実習船以外の船舶 1 航海中における漁獲物の販売額から販売に要した経費を差し引いた額の100分の20に相当する額

(夜間定時制業務兼務手当)

第12条 略

(乗船実習指導手当)

第13条 略

第14条 削除

(種雄牛馬等取扱手当)

第15条 種雄牛馬等取扱手当は、畜産試験場又は中小家畜試験場に勤務する職員が種雄牛馬若しくは種雄豚の自然交配若しくは精液の採取若しくはこれらの作業の準備のため種雄牛馬若しくは種雄豚を御する作業に従事したとき、又は恒温室において精液の保存処理の作業に従事したときに支給する。

の規定に基づく鳥獣の捕獲、搬送等の業務に従事したとき。

- 2 前項の手当の額は、職員が作業に従事した日1日につき300円とする。

(多学年学級担当手当)

第12条 多学年学級担当手当は、公立の小学校又は中学校の2以上の学年の児童又は生徒で編成されている学級を引き続き1週間以上担当する教諭、助教諭及び講師のうち次の各号に掲げる者を除く者(以下この条において「教諭等」という。)が、当該学級における授業又は指導業務に従事したときに支給する。

(1) 給与条例第7条の2の規定に基づき管理職手当を受ける者

(2) 2以上の学年の児童又は生徒で編成されている学級における担当授業時間数(通常の状態の1週間の担当授業時間数をいう。以下この項において同じ。)がその者の担当授業時間数の2分の1に満たない者

(3) 2以上の学年の児童又は生徒で編成されている学級における担当授業時間数が12時間に満たない者

- 2 前項の手当の額は、教諭等が勤務した日1日につき、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1)及び(2) 略

(取締等業務手当)

第13条 取締等業務手当は、次に掲げる場合に支給する。

(1) 麻薬取締員が麻薬及び向精神薬取締法(昭和28年法律第14号)第54条第5項に規定する職務に従事したとき。

(2) 職員が漁業取締船に乗り組み、漁業法(昭和24年法律第267号)その他の漁業関係法規に違反又はその疑いのある船舶について、海上で行う漁具等の検査、証拠物件の押収若しくは被疑者の検挙又はこれらの船舶の追跡その他の取締業務に従事したとき。

- 2 前項の手当の額は、職員が職務に従事した日1日につき600円とする。

- 2 前項の手当の額は、職員が作業に従事した日1日につき230円とする。

(多学年学級担当手当)

第16条 多学年学級担当手当は、公立の小学校又は中学校の2以上の学年の児童又は生徒で編成されている学級を担当する職員のうち人事委員会規則で定める職員が、当該学級における授業又は指導業務に従事したときに支給する。

- 2 前項の手当の額は、職員が勤務した日1日につき、次の各号に掲げる額とする。

(1)及び(2) 略

(麻薬等取締手当)

第17条 麻薬等取締手当は、麻薬取締員が麻薬及び向精神薬取締法(昭和28年法律第14号)第54条第5項に規定する職務に従事したときに支給する。

- 2 前項の手当の額は、職員が職務に従事した日1日につき890円とする。

(精神保健福祉業務手当)

第18条 精神保健福祉業務手当は、次に掲げる場合に支給する。

(1) 精神保健福祉センターに勤務する職員のうち人事委員会規則で定める職員が精神保健及び精神障害者の福祉に関する業務に従事したとき。

(2) 職員（前号に掲げる者を除く。）が次に掲げる業務に従事したとき。

ア 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下この号において「法」という。）第27条第1項の規定に基づく調査

イ 法第27条第1項若しくは第2項、第29条の2第1項又は第38条の6第1項の規定に基づく診察（法第38条の6第1項の規定に基づく診察にあっては、法第29条第1項の規定に基づき入院している精神障害者に係るものに限る。）

ウ 法第27条第3項の規定に基づく精神保健指定医の診察の立会い

エ 法第29条第1項又は法第29条の2第1項の規定に基づき入院させる精神障害者の護送

オ 法第47条第1項の規定に基づき精神障害者を訪問して行う精神保健及び精神障害者の福祉に関する指導

2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号の業務 月額 8,700円

(2) 前項第2号の業務 職員が業務に従事した日1日につき 330円

(訓練指導手当)

第19条 訓練指導手当は、次に掲げる場合に支給する。

(1) 高等技術専門校に勤務する職業訓練指導員のうち人事委員会規則で定める職員が職業訓練業務に従事したとき。

(2) 高等技術専門校に勤務する職業訓練指導員（前号に掲げる者を除く。）が職業訓練業務に従事したとき。

(3) 農業大学校に勤務する職員のうち人事委員会規則で定める職員が生徒の実習指導業務に従事したとき。

(4) 農業大学校に勤務する職員のうち人事委員会

規則で定める職員（前号に掲げる者を除く。）が生徒の実習指導業務に従事したとき。

2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、前項第2号又は第4号の業務に係る1月の手当の総額は、それぞれ第1号又は第3号に定める額を超えることができない。

(1) 前項第1号の業務 月額 31,600円

(2) 前項第2号の業務 職員が業務に従事した日  
1日につき 1,750円

(3) 前項第3号の業務 月額 29,900円

(4) 前項第4号の業務 職員が業務に従事した日  
1日につき 1,660円

(特殊自動車運転手当)

第20条 特殊自動車運転手当は、職員が人事委員会規則で定める特殊自動車の運転作業に従事したとき支給する。

2 前項の手当の額は、職員が作業に従事した日1日につき300円とする。

(爆発物検査手当)

第21条 爆発物検査手当は、次に掲げる場合に支給する。

(1) 職員が火薬類取締法（昭和25年法律第149号）の規定に基づく完成検査、保安検査又は立入検査の業務に従事したとき。

(2) 職員が高圧ガス取締法（昭和26年法律第204号）の規定に基づく完成検査、保安検査、容器検査又は立入検査の業務に従事したとき。

(3) 職員が液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）の規定に基づく使用前検査又は立入検査の業務に従事したとき。

2 前項の手当の額は、職員が業務に従事した日1日につき250円とする。

第22条 削除

(爆発物検査手当)

第14条 爆発物検査手当は、職員が大規模な事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において次に掲げる業務に従事したときに支給する。

(1) 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）の規定に基づく立入検査の業務

(2) 高圧ガス取締法（昭和26年法律第204号）の規定に基づく立入検査の業務

(3) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）の規定に基づく立入検査の業務

2 前項の手当の額は、職員が業務に従事した日1日につき300円とする。

(と畜検査等業務手当)

第15条 と畜検査等業務手当は、次に掲げる場合に支給する。



(1) 食肉衛生検査所に勤務すると畜検査員（次号に掲げる者を除く。）がと畜場法（昭和28年法律第114号。次号において「法」という。）の規定に基づき行う獣畜のと殺検査又は解体検査その他これに付随する業務に従事したとき。

(2) 食肉衛生検査所長が、法の規定に基づき行う獣畜のと殺検査又は解体検査その他これに付随する業務に従事したとき。

(3) 食肉衛生検査所に勤務する衛生技師（前2号に掲げる者を除く。）が食肉処理施設内において、解体された獣畜の肉、内臓及び血液等について必要な採取及び検査業務に従事したとき。

2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。ただし、同項第2号の業務に係る1月の手当の総額は、第1号に定める額を超えることができない。

(1) 前項第1号の業務 職員が業務に従事した月  
1月につき22,000円

(2) 前項第2号の業務 職員が業務に従事した日  
1日につき1,200円

(3) 前項第3号の業務 職員が業務に従事した月  
1月につき11,000円

(狂犬病予防等業務手当)

第16条 狂犬病予防等業務手当は、総合事務所に勤務する職員が狂犬病予防法（昭和25年法律第247号。以下この条において「法」という。）の規定に基づく狂犬病の予防注射、犬の検診若しくは捕獲等の業務又は鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年鳥取県条例第48号。以下この条において「動物愛護条例」という。）の規定に基づく野犬等の収容等の業務で次に掲げるものに従事したときに支給する。ただし、第2号の業務に係る手当が支給される日については、第1号の業務に係る手当は、支給しない。

(1) 法第6条第2項（法第18条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく犬の捕獲業務若しくは法第13条の規定に基づく犬の検診若しくは狂犬病の予防注射業務又は動物愛護条例第17条第1項の規定による野犬等の収容業務

(2) 法第6条第9項（法第18条第2項において準用する場合を含む。）若しくは第14条第1項の規定に基づく犬の殺処分業務又は動物愛護条例第18

(狂犬病予防等業務手当)

第23条 狂犬病予防等業務手当は、保健所に勤務する職員が狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）の規定に基づく狂犬病の予防注射、犬の検診若しくは捕獲等の業務又は鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年鳥取県条例第48号）の規定に基づく野犬等の収容等の業務で人事委員会規則で定めるものに従事したときに支給する。

## 条第3項の規定による野犬等の殺処分業務

2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号の業務 職員が業務に従事した日  
1日につき300円

(2) 前項第2号の業務 職員が業務に従事した日  
1日につき600円

(夜間看護手当)

第17条 略

(潜水手当)

第18条 略

2 前項の手当の額は、職員が作業に従事した時間1時間につき、次の各号に掲げる潜水深度の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 20メートルまでのとき。 300円

(2) 20メートルを超え、30メートルまでのとき。  
600円

(3) 30メートルを超えるとき。 1,200円

(特殊現場作業手当)

第19条 特殊現場作業手当は、次に掲げる場合に支給する。

(1) 職員が地上又は水面上15メートル以上の足場の不安定な箇所(治山工事、防災工事、橋りょう工事その他の土木工事にあつては、地上又は水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所に限る。以下この号において「高所」という。)で行う工事の監督、検査、測量、調査若しくは実習の指導その他これに類する業務又は高所で行う大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)に基づくばい煙若しくは粉じんの測定の業務に従事したとき。

(2) 職員がトンネルの坑内で行う監督、検査、測量、調査又は指導その他これに類する業務に従事したとき。

2 前項の手当の額は、職員が業務に従事した日1日につき420円とする。

(夜間看護手当)

第24条 略

(潜水手当)

第25条 略

2 前項の手当の額は、職員が作業に従事した時間1時間につき、次の各号に掲げる潜水深度の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 20メートルまで 310円

(2) 30メートルまで 780円

(3) 30メートルを超えるとき 1,500円

(特殊現場作業手当)

第26条 特殊現場作業手当は、次に掲げる場合に支給する。

(1) 職員が地上又は水面上15メートル以上の足場の不安定な箇所(人事委員会が定める場合にあつては、地上又は水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所)で行う工事の監督その他人事委員会規則で定める業務に従事したとき。

(2) 職員が橋脚の基礎工事その他港湾、河川等におけるこれに類する工事において、水面下4メートル以上の深所で行う監督その他人事委員会規則で定める業務に従事したとき。

(3) 職員がトンネルの坑内で行う監督その他人事委員会規則で定める業務に従事したとき。

(4) 職員がダム(河川法(昭和39年法律第167号)第44条第1項に規定するダムをいう。以下同じ。)に係る作業場のうち人事委員会が勤務環境が劣悪

(3) 県土整備部又は総合事務所に所属する職員が次に掲げる作業に従事したとき。

ア 交通を遮断することなく行う次に掲げる道路の維持修繕等の作業で、日没時から日出時までの間又は当該作業を行うに当たって危険と認められる警報等が行われている期間において行われるもの

(ア) 舗装の打換、カバーリング、パッチング又は路面の整正の作業

(イ) 橋、トンネル、歩道、歩道橋、排水溝、防護柵、分離帯、区画線、道路標識等の新設、改築、維持又は修繕の作業

(ウ) 除雪車による除雪及びこれに伴う排雪等の作業

イ 県が管理する道路及び河川等において著しく腐敗し、又は損壊した鳥獣の死体を処理する作業

2 前項の手当の額は、職員が業務に従事した日1日につき、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号、第2号及び第3号イの業務 300円

(2) 前項第3号アの業務 600円

3 第1項各号に掲げる業務のうち次の表の左欄に掲げる業務に係る手当が支給される日については、同項の規定にかかわらず、それぞれ同表の右欄に掲げる業務に係る手当は、支給しない。

略	
第3号イの業務	第3号アの業務
第3号ア(ウ)の業務	第3号ア(ア)の業務 第3号ア(イ)の業務

(家畜保健衛生業務手当)

第20条 家畜保健衛生業務手当は、家畜保健衛生所に

であると認めたものにおいて当該作業場の作業に従事したとき。

(5) 県土整備部又は総合事務所若しくは地方県土整備局に所属する職員が交通を遮断することなく行う道路の維持修繕等の作業で人事委員会規則で定めるものに従事したとき。

2 前項の手当の額は、職員が業務に従事した日1日につき、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号及び第2号の業務 220円(同項第1号の業務のうち、地上又は水面上20メートル以上の箇所で行われた業務にあつては、320円)

(2) 前項第3号の業務 560円

(3) 前項第4号の業務 690円

(4) 前項第5号の業務 300円

3 第1項各号に掲げる業務のうち次の表の左欄に掲げる業務に係る手当が支給される日については、それぞれ同表右欄に掲げる業務に係る手当は支給しない。

略	
第3号の業務	第1号の業務 第2号の業務
第4号の業務	第1号の業務 第2号の業務 第3号の業務

(家畜保健衛生業務手当)

第27条 家畜保健衛生業務手当は、次に掲げる場合に

勤務する獣医師が次に掲げる業務に従事したときに支給する。

(1) 家畜保健衛生所法（昭和25年法律第12号）第3条第1項第2号から第6号までに規定する業務のうち家畜等に直接接して行う業務（次号及び第3号に掲げる業務を除く。）

(2) 死亡畜の解剖業務及びその補助業務

(3) 患畜等の殺処分及びこれに伴う解体検査業務並びにこれらの補助業務

2 前項の手当の額は、職員が業務に従事した日1日につき、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号の業務 300円

(2) 前項第2号の業務 600円

(3) 前項第3号の業務 1,200円

3 第1項各号に掲げる業務のうち次の表の左欄に掲げる業務に係る手当が支給される日については、同項の規定にかかわらず、それぞれ同表の右欄に掲げる業務に係る手当は、支給しない。

第2号の業務	第1号の業務
第3号の業務	第1号の業務 第2号の業務

(有害物等取扱手当)

第21条 有害物等取扱手当は、次に掲げる場合に支給する。ただし、第1号の作業に係る手当の支給を受ける日については、第2号の作業又は業務に係る手当は、支給しないものとする。

(1) 職員が建築物その他の工作物（以下この条において「建築物等」という。）で戸、窓等を密閉したものの内部において、有害物を取り扱う作業のうち次に掲げる作業に従事したとき。

ア クロールピクリン、ホルマリン又は二硫化炭素を使用して行うくん蒸作業（くん蒸箱又は小型消毒缶によるものを除く。）

イ 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号。次号において「法」という。）第2条に規定す

支給する。

(1) 家畜保健衛生所に勤務する獣医師のうち人事委員会規則で定める職員が家畜の伝染病予防又は保健衛生のため必要な試験、検査、診断その他これらに準ずると人事委員会が認める業務に従事したとき。

(2) 家畜保健衛生所に勤務する獣医師（前号に掲げる者を除く。）が家畜の伝染病予防又は保健衛生のため必要な試験、検査、診断その他これらに準ずると人事委員会が認める業務に従事したとき。

2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、前項第2号の業務に係る1月の手当の総額は、第1号に定める額を超えることができない。

(1) 前項第1号の業務 月額 15,800円

(2) 前項第2号の業務 職員が業務に従事した日1日につき 870円

(有害物等取扱手当)

第28条 有害物等取扱手当は、次に掲げる場合に支給する。ただし、第1号の作業に係る手当の支給を受ける日については、第2号の作業又は業務に係る手当は支給しないものとする。

(1) 職員が人事委員会規則で定める場合において、有害物を取り扱う作業で人事委員会規則で定めるものに従事したとき。

る毒物又は劇物に関わる作業のうち大量のガスの発生を伴うもの

- (2) 職員が建築物等の内部で法第2条第1項に規定する毒物その他人体に有毒な成分を含有する危険物質の散布等の作業又は現場におけるその直接の指導業務に従事したとき。

2 前項の手当の額は、職員が業務に従事した日1日につき300円とする。

(環境衛生検査等業務手当)

第22条 環境衛生検査等業務手当は、総合事務所に勤務する職員が鳥取県石綿による健康被害を防止するための緊急措置に関する条例（平成17年鳥取県条例第67号）第11条第1項の規定に基づく石綿除去作業の立入検査の業務に従事した場合に支給する。

2 前項の手当の額は、職員が業務に従事した日1日につき300円とする。

- (2) 職員が人事委員会規則で定める有毒な農薬の散布作業又は現場におけるその直接の指導業務に従事したとき。

2 前項の手当の額は、職員が業務に従事した日1日につき290円とする。

第29条 削除

第30条 削除

(環境衛生検査等業務手当)

第31条 環境衛生検査等業務手当は、次に掲げる場合に支給する。

- (1) 保健所に勤務する職員が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第19条第1項の規定に基づくし尿処理施設の立入検査の業務に従事したとき。

- (2) 保健所に勤務する職員が浄化槽法（昭和58年法律第43号）第53条第2項の規定に基づく浄化槽の立入検査の業務に従事したとき。

- (3) 保健所又は衛生環境研究所に勤務する職員が、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）に基づくばい煙又は粉じんの測定の業務のうち、地上又は水面上15メートル以上の足場（人事委員会が定める場合にあつては、地上又は水面上10メートル以上の足場）で行う業務に従事したとき。

- (4) 保健所又は衛生環境研究所に勤務する職員が、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）に基づく水質の測定の業務のうち、人事委員会規則で定める公共用水域において船舶を使用して行う業務に従事したとき。

2 前項の手当の額は、職員が業務に従事した日1日につき、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 前項第1号及び第2号の業務 290円

- (2) 前項第3号及び第4号の業務 230円

## (教員特殊業務手当)

第23条 教員特殊業務手当は、公立学校に勤務する教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手又は寄宿舎指導員（給与条例別表第3のア教育職給料表(1)又はイ教育職給料表(2)の適用を受ける職員に限る。以下この項において「教諭等」という。）が次に掲げる業務に従事した場合において、その業務が心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める程度に及ぶときに支給する。

## (1) 学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務で次に掲げるもの

ア 非常災害時における児童（幼児を含む。以下この項において同じ。）若しくは生徒の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務

イ 児童又は生徒の負傷、疾病等に伴う救急の業務

ウ 児童又は生徒に対する緊急の補導業務

## (2) 修学旅行、林間・臨海学校等（学校が計画し、かつ、実施するものに限る。）において児童又は生徒を引率して行う指導業務で、泊を伴うもの

## (3) 人事委員会が定める対外運動競技等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの又は職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年鳥取県条例第35号）第3条第1項及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年鳥取県条例第36号）第3条第1項に規定する週休日（以下この項において「週休日」という。）若しくは給与条例第12条に規定する祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等若しくは給与条例第14条後段に規定する人事委員会規則で定める日（以下この項において「休日等」という。）に行うもの

## (用地交渉手当)

第32条 用地交渉手当は、職員が用地の取得のための折衝業務又は土地区画整理法（昭和29年法律第119号）の規定に基づく建築物等の移転若しくは除却等のための折衝業務で人事委員会規則で定めるものに従事したときに支給する。

## 2 前項の手当の額は、職員が業務に従事した時間1時間につき320円とする。

## (教員特殊業務手当)

第33条 教員特殊業務手当は、公立学校に勤務する職員で人事委員会規則で定めるものが非常災害時等の緊急業務、児童（幼児を含む。以下この項において同じ。）若しくは生徒を引率して行う指導業務、部活動（正規の教育課程としてのクラブ活動に準ずる活動をいう。）における児童若しくは生徒に対する指導業務又は入学試験における受験生の監督等の業務で人事委員会規則で定めるものに従事した場合において、その業務が心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める程度に及ぶときに支給する。

(4) 学校の管理下において行われる部活動における児童又は生徒に対する指導業務で週休日、休日等又は休日等に当たる日以外の正規の勤務時間が4時間である日に行うもの

(5) 入学者選抜における採点又は合否判定の業務で週休日、休日等又は休日等に当たる日以外の正規の勤務時間が4時間である日に行うもの

(6) 次に掲げる業務のうち週休日、休日等又は休日等に当たる日以外の正規の勤務時間が4時間である日及び平日の午後8時から翌日の午前8時までの間に行われるもの

ア 農場等の管理業務

イ 家畜及び家畜舎等の管理業務

ウ 家畜等の分娩の補助に係る業務

(7) 盲学校、聾学校又は養護学校に勤務する教諭等が行う児童又は生徒への直接指導

(8) 小学校若しくは中学校の障害児学級を担任すること又は通級による指導を担当することを本務とする教諭、助教諭及び講師が行う児童又は生徒への直接指導

2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号アの業務 業務に従事した日1日につき3,200円

(2) 前項第1号イ又はウの業務 業務に従事した日1日につき3,000円

(3) 前項第2号から第4号まで及び第6号の業務に従事した時間(人事委員会規則で定める時間に限る。)1時間につき、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 1時間以上2時間未満 600円

イ 2時間以上3時間未満 1,200円

ウ 3時間以上4時間未満 1,800円

エ 4時間以上5時間未満 2,400円

オ 5時間以上6時間未満 3,000円

カ 6時間以上 3,600円

(4) 前項第5号の業務 業務に従事した日1日につき900円

2 前項の手当の額は、職員が業務に従事した日1日につき3,200円(被害が特に甚大な非常災害(人事委員会の定めるものに限る。))の際に、心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める業務に従事した場合にあっては、その額に3,200円を加算した額を超えない範囲内において、その業務の内容に応じ、人事委員会規則で定める額とする。

(5) 前項第7号及び第8号の業務 業務に従事した月1月につき11,000円

3 前項の規定にかかわらず、被害が特に甚大な非常災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置される災害をいう。）の際に、心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める業務に従事した場合における第1項第1号アの手当の額は、前項第1号に定める額に3,200円を加算した額とする。

(災害応急等作業手当)

第24条 災害応急等作業手当は、職員が次に掲げる作業又は業務に従事したときに支給する。

(1) 異常な自然現象若しくは大規模な事故等により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある次に掲げる現場において行う巡回監視又は当該現場における重大な災害の発生した箇所若しくは発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業、応急作業のための災害状況の調査若しくは災害救助（次項において「応急作業等」という。）

ア～エ 略

オ 災害対策基本法、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）その他の法令に基づき設定され、立入禁止、退去命令等の措置がなされた区域（当該区域の設定又は拡大が行われた場合において、その設定又は拡大が行われた時までの間における当該区域と同一の地域を含む。）

(2) 前号に掲げる作業に相当すると人事委員会が認める作業

(3) 職員が航空機に搭乗して行う次に掲げる業務  
ア 消火活動、救急業務その他の消防活動  
イ 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における災害発生状況等の調査その他の防災業務

ウ 教育訓練

エ アからウまでの業務に相当すると人事委員会

第34条 削除

(災害応急作業手当)

第35条 災害応急作業手当は、職員が次に掲げる作業に従事したときに支給する。

(1) 異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある次に掲げる県が管理する現場において行う巡回監視又は当該現場における重大な災害の発生した箇所若しくは発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業若しくは応急作業のための災害状況の調査（次項において「応急作業等」という。）

ア～エ 略

(2) 総合事務所又は地方県土整備局に勤務する職員が、洪水警戒体制時においてダムのゲート操作を行い、貯留された流水を放流する作業

(3) 第1号に掲げる作業に相当すると人事委員会が認める作業



が認める業務

2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる作業又は業務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号の巡回監視の作業 職員が作業に従事した日1日につき600円

(2) 前項第1号の応急作業等 職員が作業に従事した日1日につき1,200円

(3) 前項第2号の作業 職員が作業に従事した日1日につき1,200円の範囲内において、それぞれの作業に応じて人事委員会の定める額

(4) 前項第3号ア及びイの業務 職員が業務に従事した時間1時間につき1,200円

(5) 前項第3号ウの業務 職員が業務に従事した時間1時間につき300円

3 前項の規定にかかわらず、第1項の手当の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。ただし、同一の日において、第1号に掲げる場合及び第2号に掲げる場合に該当するときにあつては、同号に定める額を同項の手当の額とする。

(1) 第1項第1号又は第2号の作業が人事委員会が著しく危険であると認める区域で行われた場合 前項各号に定める額にその額の100分の100(当該業務が日没時から日出時までの間において行われた場合にあつては、100分の150)に相当する額を加算した額

(2) 第1項第3号の作業が次のものである場合 前項各号に定める額にその額の100分の100(当該業務が日没時から日出時までの間において行われた場合にあつては、100分の150)に相当する額を加算した額

ア 海上における飛行距離が100キロメートル以上の救助業務

イ 高度100メートル以下の低空をヘリコプターにより30分以上飛行して行う海上における救助業務及び海洋等の汚染等の観測業務

ウ 空中で停止飛行したヘリコプターにより行うつり上げ救助業務

2 前項の手当の額は、職員が作業に従事した日1日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号の巡回監視及び同項第2号の作業 480円

(2) 前項第1号の応急作業等 730円

(3) 前項第3号の作業 730円の範囲内において、それぞれの作業に応じて人事委員会の定める額

3 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の第1項の手当の額は、それぞれ当該各号に定める額とする。ただし、同一の日において、第1号に掲げる場合及び第2号に掲げる場合に該当するときにあつては、第2号に定める額を同項の手当の額とする。

(1) 第1項第1号又は第3号の作業が日没時から日出時までの間において行われた場合 前項各号に定める額にその100分の50に相当する額を加算した額

(2) 第1項第1号又は第3号の作業が人事委員会が著しく危険であると認める区域で行われた場合 前項各号に定める額にその100分の100に相当する額を加算した額

エ 空中で停止飛行したヘリコプターにより行う  
つり上げ業務で第1項第3号イ及びウに掲げる  
業務に係るもの

オ 空中で停止飛行したヘリコプターにより行う  
降下の業務

カ 空中で停止飛行したヘリコプターにより行う  
降下の業務で第1項第3号アからウまでの業務  
を機外において補助するもの

キ その他人事委員会がこれらに準ずると認める  
業務

(3) 第1項第3号の作業が日没時から日出時まで  
の間において行われた場合（前号に掲げるものを  
除く。）前項各号に定める額とその額の100分の  
50に相当する額を加算した額

(教育業務連絡指導手当)

第25条 略

4 第1項第1号又は第3号の業務に係る手当が支給  
される日については、同項第2号に掲げる業務に係  
る手当は支給しない。

(教育業務連絡指導手当)

第36条 略

(航空機搭乗業務手当)

第37条 航空機搭乗業務手当は、職員が航空機に搭乗  
し、次に掲げる業務に従事したときに支給する。

(1) 消火活動、救急業務その他の消防活動

(2) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場  
合における災害発生状況等の調査その他の防災業  
務

(3) 教育訓練

(4) 前3号に掲げる業務に相当すると人事委員会  
が認める業務

2 前項の手当の額は、職員が業務に従事した時間1  
時間につき1,900円とする。

3 前項の規定にかかわらず、次に掲げる業務に従事  
した場合における第1項の手当の額は、前項に定め  
る額に当該業務に従事した時間1時間につき570円  
(第2号に掲げる業務(人事委員会の定めるもの  
に限る。))が日没時から日出時までの間において行  
われた場合にあっては、855円)を加算した額とす  
る。

(1) 海上における飛行距離が100キロメートル以  
上の救助業務

(2) ヘリコプターによる高度100メートル以下の

低空を30分以上飛行して行う海上における救助業務、空中で停止飛行して行うつり上げ救助業務その他人事委員会がこれらに準ずると認める業務（前号に掲げる業務を除く。）

(3) 日没時から日出時までの間において行う業務（前2号に掲げる業務を除く。）

4 前2項の規定にかかわらず、飛行中のヘリコプターから降下して第1項の業務に従事した場合における同項の手当の額は、前2項の規定により得られる額にその降下した日1日につき870円を加算した額とする。

(併給禁止)

第38条 給与条例第7条の規定により給料の調整額を受ける職員には、有害物等取扱手当（第28条第1項第1号の作業に係るものに限る。）は支給しない。

2 給与条例第16条の3に規定する人事委員会規則で定める職員には、同条の規定により管理職員特別勤務手当が支給される日については、教員特殊業務手当は支給しない。

3 次の表の左欄に掲げる特殊勤務手当の支給を受けるときは、それぞれ同表右欄に掲げる特殊勤務手当は支給しない。ただし、この規定により支給されないこととなる同表の右欄に掲げる一の特殊勤務手当の額が当該手当に対応する同表の左欄に掲げる特殊勤務手当の額を超えるときは、当該同表の右欄に掲げる一の特殊勤務手当を支給し、当該手当に対応する同表の左欄に掲げる特殊勤務手当は支給しない。

(併給禁止)

第25条 給与条例第16条の3に規定する人事委員会規則で定める職員には、同条の規定により管理職員特別勤務手当が支給される日については、教員特殊業務手当は、支給しない。

2 次の表の左欄に掲げる特殊勤務手当の支給を受けるときは、それぞれ同表の右欄に掲げる特殊勤務手当は、支給しない。ただし、この規定により支給されないこととなる同表の右欄に掲げる一の特殊勤務手当の額が当該手当に対応する同表の左欄に掲げる特殊勤務手当の額を超えるときは、当該同表の右欄に掲げる一の特殊勤務手当を支給し、当該手当に対応する同表の左欄に掲げる特殊勤務手当は、支給しない。

と畜検査等業務手当	防疫等業務手当（第4条第1項第2号の業務に係るものに限る。） 有害物等取扱手当
特殊現場作業手当（第19条第1項第1号の業務に係るものに限る。）	爆発物検査手当
特殊現場作業手当（第19条第1項第2号の業務に係るものに限る。）	爆発物検査手当

漁労手当	航海手当
訓練指導手当	特殊自動車運転手当  有害物等取扱手当
特殊現場作業手当（第26条第1項第1号の業務に係るものに限る。）	爆発物検査手当 環境衛生検査等業務手当（第31条第1項第3号及び第4号の業務に係るものに限る。）
特殊現場作業手当（第26条第1項第3号の業務に係るものに限る。）	爆発物検査手当

		特殊現場作業手当 (第26条第1項第5号の業務に係るものに限る。)	特殊自動車運転手当
家畜保健衛生業務手当	防疫等業務手当 (第4条第1項第2号の業務に係るものに限る。) <u>有害物等取扱手当</u>	家畜保健衛生業務手当	防疫等業務手当 (第4条第1項第2号の業務に係るものに限る。)
有害物等取扱手当	防疫等業務手当 (第4条第1項第1号、第2号及び第4号の業務に係るものに限る。)	有害物等取扱手当 (第28条第1項第1号の業務に係るものに限る。)	防疫等業務手当 (第4条第1項第1号及び第2号の業務に係るものに限る。)
災害応急等作業手当 (第24条第1項第1号及び第2号の業務に係るものに限る。)	特殊現場作業手当 (第19条第1項第3号の業務に係るものに限る。)	災害応急作業手当 (第35条第1項第1号及び第3号の業務に係るものに限る。)	特殊現場作業手当 (第26条第1項第5号の業務に係るものに限る。)
(人事委員会への委任) 第26条 この条例に定めるもののほか、特殊勤務手当の支給に関し必要な事項は、 <u>人事委員会</u> が定める。		(人事委員会規則への委任) 第39条 この条例に定めるもののほか、特殊勤務手当の支給に関し必要な事項は、 <u>人事委員会規則</u> で定める。	

第2条 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分 (以下この条において「改正部分」という。) を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(狂犬病予防等業務手当)</p> <p>第16条 狂犬病予防等業務手当は、総合事務所に勤務する職員が狂犬病予防法 (昭和25年法律第247号。以下この条において「法」という。) の規定に基づく狂犬病の予防注射、犬の検診若しくは捕獲等の業務又は鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例 (平成13年鳥取県条例第48号。以下この条において「動物愛護条例」という。) の規定に基づく野犬等の収容等の業務で次に掲げるものに従事したときに支給する。ただし、第2号の業務に係る手当が支給される日については、第1号の業務に係る手当は、支給しない。</p> <p>(1) 法第6条第2項 (法第18条第2項において準用する場合を含む。) の規定に基づく犬の捕獲業務若しくは法第13条の規定に基づく犬の検診若しくは狂犬病の予防注射業務又は動物愛護条例第11</p>	<p>(狂犬病予防等業務手当)</p> <p>第16条 狂犬病予防等業務手当は、総合事務所に勤務する職員が狂犬病予防法 (昭和25年法律第247号。以下この条において「法」という。) の規定に基づく狂犬病の予防注射、犬の検診若しくは捕獲等の業務又は鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例 (平成13年鳥取県条例第48号。以下この条において「動物愛護条例」という。) の規定に基づく野犬等の収容等の業務で次に掲げるものに従事したときに支給する。ただし、第2号の業務に係る手当が支給される日については、第1号の業務に係る手当は、支給しない。</p> <p>(1) 法第6条第2項 (法第18条第2項において準用する場合を含む。) の規定に基づく犬の捕獲業務若しくは法第13条の規定に基づく犬の検診若しくは狂犬病の予防注射業務又は動物愛護条例第17</p>

<p>条第1項の規定による野犬等の収容業務</p> <p>(2) 法第6条第9項(法第18条第2項において準用する場合を含む。)若しくは第14条第1項の規定に基づく犬の殺処分業務又は動物愛護条例第12条第3項の規定による野犬等の殺処分業務</p> <p>2 略</p>	<p>条第1項の規定による野犬等の収容業務</p> <p>(2) 法第6条第9項(法第18条第2項において準用する場合を含む。)若しくは第14条第1項の規定に基づく犬の殺処分業務又は動物愛護条例第18条第3項の規定による野犬等の殺処分業務</p> <p>2 略</p>
--	--

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、同年6月1日から施行する。

職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年3月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第45号

職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第1条 職員の退職手当に関する条例(昭和37年鳥取県条例第51号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条、項及び表の細目の表示に下線が引かれた条、項及び表の細目(以下この条において「移動条項等」という。)に対応する次の表の改正後の欄中条、項及び表の細目の表示に下線が引かれた条、項及び表の細目(以下この条において「移動後条項等」という。)が存在する場合には、当該移動条項等を当該移動後条項等とし、移動条項等に対応する移動後条項等が存在しない場合には、当該移動条項等(以下この条において「削除条項等」という。)を削り、移動後条項等に対応する移動条項等が存在しない場合には、当該移動後条項等(以下この条において「追加条項等」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(項及び表の細目の表示並びに削除条項等を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(項及び表の細目の表示並びに追加条項等を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分(以下この条において「改正表」という。)に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分(以下この条において「改正後表」という。)が存在する場合は、当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には、当該改正表を削り、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には、当該改正後表を加える。

改 正 後	改 正 前
(退職手当の支給)	(退職手当の支給)
第2条 略	第2条 略
2 職員以外の者(再任用職員及び臨時的任用職員を	2 職員以外の者(再任用職員及び臨時的任用職員を

除く。)のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日(法令により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。)が18日以上ある月が引き続いて12月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例(第4条中11年以上25年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は病気(以下「傷病」という。)による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第5条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。)の規定を適用する。

(退職手当の支払)

第2条の2 略

2 次条及び第8条の3の規定による退職手当(以下「一般の退職手当」という。)並びに第14条の規定による退職手当は、職員が退職した日から起算して1月以内に支払わなければならない。ただし、死亡により退職した者に対する退職手当の支給を受けるべき者を確知することができない場合その他特別の事情がある場合は、この限りでない。

(一般の退職手当)

第2条の3 退職した者に対する退職手当の額は、次条から第5条の3まで及び第7条から第7条の3までの規定により計算した退職手当の基本額に、第8条の2の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。

(自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額)

第3条 退職した者で、次の表の退職者の欄に掲げるものに対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料月額(給料(これに相当する給与を含む。以下同じ。))が日額で定められている者については、給料の日額の21日分に相当する額とし、職員が休職、停職、減給その他の理由によりその給料の一部又は全部を支給されない場合においては、これらの理由がないと仮定した場合におけるその者の受けるべき給料の月額とする。以下同じ。)に、その者の勤続期間が該当する同表の年数の欄に掲げる

除く。)のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日(法令により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。)が18日以上ある月が引き続いて12月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例(第4条中25年以上勤続した者の退職に係る部分並びに20年以上25年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は病気(以下「傷病」という。)による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第5条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。)の規定を適用する。

(退職手当の支払)

第2条の2 略

2 次条から第5条までの規定による退職手当(以下「一般の退職手当」という。)及び第14条の規定による退職手当は、職員が退職した日から起算して1月以内に支払わなければならない。ただし、死亡により退職した者に対する退職手当の支給を受けるべき者を確知することができない場合その他特別の事情がある場合は、この限りでない。

(普通退職の場合の退職手当)

第3条 1年以上25年未満勤続して退職した者で、次の表の退職者の欄に掲げるものに対する退職手当の額は、退職の日におけるその者の給料月額(給料(これに相当する給与を含む。以下同じ。))が日額で定められている者については、給料の日額の21日分に相当する額とし、職員が休職、停職、減給その他の理由によりその給料の一部又は全部を支給されない場合においては、これらの理由がないと仮定した場合におけるその者の受けるべき給料の月額とする。以下同じ。)に、その者の勤続期間が該当する同表

年数の区分に応じ、それぞれ同表の割合の欄に定める割合を乗じて得た額とする。

退職者	年数	割合
1 傷病（地方公務員等 共済組合法（昭和37年 法律第152号）第84条 第2項に規定する障害 等級に該当する程度の 障害の状態にある傷病 とする。次条、第5条 並びに附則第29項及び 第30項において同じ。） 又は死亡によらず、そ の者の都合により退職 した者（以下この表に おいて「自己都合退職 者」という。）で、勤 続期間が20年未満のも の	略	
	6年	100分の360
	7年	100分の420
	8年	100分の480
	9年	100分の540
	10年	100分の600
	略	
	16年	100分の1,539
	17年	100分の1,683
	18年	100分の1,827
19年	100分の1,971	
2 勤続期間が20年未満 である自己都合退職者 及び次条又は第5条の 規定に該当する者を除 き、退職した者	略	
	16年	100分の1,710
	17年	100分の1,870
	18年	100分の2,030
	19年	100分の2,190
	20年	100分の2,350
	21年	100分の2,550
	22年	100分の2,750
	23年	100分の2,950
	24年	100分の3,150
	25年	100分の3,350
	26年	100分の3,510
	27年	100分の3,670
	28年	100分の3,830
	29年	100分の3,990
	30年	100分の4,150
31年 以上	勤続期間の年数 から30年を減じ た年数1年につ き100分の120を 加算した割合	

(11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職

の年数の欄に掲げる年数の区分に応じ、それぞれ同表の割合の欄に定める割合を乗じて得た額とする。

退職者	年数	割合
傷病（地方公務員等共 済組合法（昭和37年法律 第152号）第84条第2項 に規定する障害等級に該 当する程度の障害の状態 にある傷病とする。次条、 第5条並びに附則第29項 及び第30項において同じ。） 又は死亡によらず、その 者の都合により退職した 者（以下この表において 「自己都合退職者」とい う。）で、勤続期間が20 年未満のもの	略	
	6年	100分の450
	7年	100分の525
	8年	100分の600
	9年	100分の675
	10年	100分の750
	略	
	16年	100分の1,328
	17年	100分の1,416
	18年	100分の1,504
19年	100分の1,592	
勤続期間が20年未満で ある自己都合退職者及び 次条第1項又は第5条第 1項の規定に該当する者 を除き、退職した者	略	
	16年	100分の1,660
	17年	100分の1,770
	18年	100分の1,880
	19年	100分の1,990
	20年	100分の2,100
	21年	100分の2,220
	22年	100分の2,340
	23年	100分の2,460
	24年	100分の2,580

(長期勤続後の退職等の場合の退職手当)

手当の基本額)

第4条 退職した者で次の表の退職者の欄に掲げるものに対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料月額（以下「退職日給料月額」という。）に、その者の勤続期間が該当する同表の年数の欄に掲げる年数の区分に応じ、それぞれ同表の割合の欄に定める割合を乗じて得た額とする。

退 職 者	年数	割 合
1 1年以上11年未満勤 続して勤務公署の移転 により退職した者であっ て任命権者が知事の承認 を得たもの（以下この 表において「移転退 職者」という。）	略	
	16年	100分の2,137.5
	17年	100分の2,337.5
	18年	100分の2,537.5
	19年	100分の2,737.5
	20年	100分の2,937.5
2 11年以上25年未満勤 続して退職した者であっ て次に掲げるもの (1)~(3) 略	21年	100分の3,137.5
	22年	100分の3,337.5
	23年	100分の3,537.5
	24年	100分の3,737.5
(4) 略		
(5) 略		
3 20年以上25年未満勤 続して退職した者であっ て、知事が別に定める 期間内に申し出てその 者の非違によることな く退職し、かつ、退職 の日における年齢が45 年以上である者であっ て任命権者が知事の承認 を得たもの		

第4条 退職した者で次の表の退職者の欄に掲げるものに対する退職手当の額は、退職の日におけるその者の基礎月額に、その者の勤続期間が該当する同表の年数の欄に掲げる年数の区分に応じ、それぞれ同表の割合の欄に定める割合を乗じて得た額とする。

退 職 者	年数	割 合
1 1年以上20年未満勤 続して勤務公署の移転 により退職した者であっ て任命権者が知事の承認 を得たもの（以下この 表において「移転退 職者」という。）	略	
	16年	100分の2,075
	17年	100分の2,212.5
	18年	100分の2,350
	19年	100分の2,487.5
	20年	100分の2,625
2 20年以上25年未満勤 続して退職した者であっ て次に掲げるもの (1)~(3) 略 (4) 知事が別に定め る期間内に申し出て その者の非違による ことなく退職し、か つ、退職の日におけ る年齢が45年以上で ある者であって任命 権者が知事の承認を 得たもの (5) 略 (6) 略	21年	100分の2,775
	22年	100分の2,925
	23年	100分の3,075
	24年	100分の3,225
	25年	100分の3,375
	26年	100分の3,525
	27年	100分の3,675
	28年	100分の3,825
	29年	100分の3,975
	30年	100分の4,125
3 25年以上勤続して退 職した者（次条第1項 の規定に該当する者を 除く。）	31年 以上	100分の4,125に 勤続期間の年数 から30年を減じ た年数1年につ き100分の125を 加算した割合

2 前項の基礎月額は、退職の日におけるその者の給料月額とする。



(整理退職等の場合の退職手当の基本額)

第5条 退職した者で次の表の退職者の欄に掲げるものに対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間が該当する同表の年数の欄に掲げる年数の区分に応じ、それぞれ同表の割合の欄に定める割合を乗じて得た額とする。

退 職 者	年 数	割 合
1 略	略	
2 25年以上勤続して退職した者であって次に掲げるもの (1)~(7) 略 (8) 移転退職者	21年	100分の3,315
	22年	100分の3,480
	23年	100分の3,645
	24年	100分の3,810
	25年	100分の3,975
	26年	100分の4,155
	27年	100分の4,335
	28年	100分の4,515
	29年	100分の4,695
	30年	100分の4,875
	31年	100分の5,055
	32年	100分の5,235
	33年	100分の5,415
	34年	100分の5,595
35年以上	100分の5,595に勤続期間の年数から30年を減じた年数1年につき100分の105を加算した割合	

(整理退職等の場合の退職手当)

第5条 退職した者で次の表の退職者の欄に掲げるものに対する退職手当の額は、退職の日におけるその者の基礎月額に、その者の勤続期間が該当する同表の年数の欄に掲げる年数の区分に応じ、それぞれ同表の割合の欄に定める割合を乗じて得た額とする。

退 職 者	年 数	割 合
1 略	略	
2 25年以上勤続して退職した者であって次に掲げるもの (1)~(7) 略	21年	100分の3,330
	22年	100分の3,510
	23年	100分の3,690
	24年	100分の3,870
	25年	100分の4,050
	26年	100分の4,230
	27年	100分の4,410
	28年	100分の4,590
	29年	100分の4,770
	30年	100分の4,950
	31年以上	100分の4,950に勤続期間の年数から30年を減じた年数1年につき100分の150を加算した割合

2 前項の基礎月額は、同項の表2の項(1)から(4)までに掲げる者であって、定年に達する日前における直近の3月31日までに退職し、かつ、年齢50年以上であるものにあつては、退職の日におけるその者の給料月額に次の表の年数の欄に掲げる退職の日におけるその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数の区分に応じ、それぞれ同表の割合の欄に定める割合を乗じて得た額とし、その他の者にあつては、退職の日におけるその者の給料月額とする。

年 数	割 合
1年	100分の102
2年	100分の104
3年	100分の106
4年	100分の108

5年	100分の110
6年	100分の112
7年	100分の114
8年	100分の116
9年	100分の118
10年から15年 まで	100分の120

3 第1項に規定する者で次の各号に掲げる者に該当するものに対する退職手当の額が、退職の日におけるその者の基本給月額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額に満たないときは、同項の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。

(1) 勤続期間1年未満の者 100分の270

(2) 勤続期間1年以上2年未満の者 100分の360

(3) 勤続期間2年以上3年未満の者 100分の450

(4) 勤続期間3年以上の者 100分の540

4 前項の基本給月額は、給与条例の規定により給与が給料、扶養手当及びこれらに対する地域手当に区分して支給される職員については、これらの月額の合計額とし、その他の職員については、給料月額とする。

5 第1項及び第3項の規定は、過去の退職につき既にこれらの規定の適用を受け、かつ、その退職の日の翌日から1年内に再び職員となった者が、その再び職員となった日から起算して1年内に退職した場合には、適用しない。

(給料月額の減額改定以外の理由により給料月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例)

第5条の2 退職した者の基礎在職期間中に、給料月額の減額改定(給料月額の改定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が減額されることをいう。以下同じ。)以外の理由によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日(以下「減額日」という。)における当該理由により減額されなかったものとした場合のその者の給料月額のうち最も多いもの(以下「特定減額前給料月額」という。)が、退職日給料月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、前3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の

合計額とする。

(1) その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

(2) 退職日給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

ア その者に対する退職手当の基本額が前3条の規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日給料月額に対する割合

イ 前号に掲げる額の特定減額前給料月額に対する割合

2 前項の「基礎在職期間」とは、その者に係る退職(第12条第4項、第13条第3項、第18条又は附則第24項の規定に該当するものを除く。)の日以前の期間のうち、次の各号に掲げる在職期間に該当するもの(当該期間中にこの条例の規定による退職手当の支給を受けたこと又は第9条第5項に規定する他の公務員若しくは同項第4号に規定する特定一般地方独立行政法人等職員として退職したことにより退職手当(これに相当する給与を含む。)の支給を受けたことがある場合におけるこれらの支給に係る退職の日以前の期間及び第13条第1項各号に掲げる者又はこれに準ずる者に該当するに至ったことにより退職したことがある場合における当該退職の日以前の期間(これらの退職の日に職員、第9条第5項に規定する他の公務員又は同項第4号に規定する特定一般地方独立行政法人等職員となったときは、当該退職の日前の期間)を除く。)をいう。

(1) 職員としての引き続いた在職期間

(2) 第9条第5項の規定により職員としての引き続いた在職期間に含むものとされた他の公務員、企業職員等、病院事業の管理者又は教育長としての引き続いた在職期間

(3) 第9条第5項第1号に規定する再び職員となった者の同号に規定する他の公務員、企業職員等、病院事業の管理者又は教育長としての引き続いた在職期間

(4) 第9条第5項第2号に規定する場合における先の職員以外の地方公務員としての引き続いた在

職期間、特定一般地方独立行政法人職員又は特定地方公社職員としての引き続いた在職期間及び後の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間

(5) 第9条第5項第3号に規定する場合における先の他の公務員としての引き続いた在職期間、特定公庫等職員としての引き続いた在職期間及び後の他の公務員としての引き続いた在職期間

(6) 第9条第5項第4号に規定する場合における特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間及び職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間

(7) 第9条第5項第5号に規定する場合における特定公庫等職員としての引き続いた在職期間及び国家公務員としての引き続いた在職期間

(8) 第9条第5項第6号に規定する再び職員となった者の同号に規定する特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間及び職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間

(9) 第9条第5項第7号に規定する再び職員となった者の同号に規定する特定公庫等職員としての引き続いた在職期間及び国家公務員としての引き続いた在職期間

(10) 第9条第6項に規定する場合における先の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間、特定一般地方独立行政法人職員としての引き続いた在職期間及び後の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間

(11) 第12条第1項に規定する再び職員となった者の同項に規定する特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間

(12) 第12条第2項に規定する場合における特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間

(13) 第12条第3項第1号に規定する再び職員となった者の同号に規定する先の特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間、職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間及び後の特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間

(14) 第12条第3項第2号に規定する再び職員となった者の同号に規定する先の特定公庫等職員としての引き続いた在職期間、国家公務員としての引き

続いた在職期間及び後の特定公庫等職員としての  
引き続いた在職期間

(15) 第12条第3項第3号に規定する場合における  
職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期  
間及び特定一般地方独立行政法人等職員としての  
引き続いた在職期間

(16) 第12条第3項第4号に規定する場合における  
国家公務員としての引き続いた在職期間及び特定  
公庫等職員としての引き続いた在職期間

(17) 第12条第3項第5号に規定する場合における  
先の特定一般地方独立行政法人等職員としての引  
き続いた在職期間、職員以外の地方公務員として  
の引き続いた在職期間及び後の特定一般地方独立  
行政法人等職員としての引き続いた在職期間

(18) 第12条第3項第6号に規定する場合における  
先の特定公庫等職員としての引き続いた在職期間、  
国家公務員としての引き続いた在職期間及び後の  
特定公庫等職員としての引き続いた在職期間

(19) 前各号に掲げる期間に準ずるものとして規則  
で定める在職期間

(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る  
特例)

第5条の3 第5条の表2の項(1)から(4)までに掲  
げる者であって、定年に達する日前における直近の  
3月31日までに退職し、かつ、年齢50年以上である  
ものに対する同条及び前条第1項の規定の適用につ  
いては、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に  
掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に  
読み替えるものとする。

読み替える 規定	読み替えられ る字句	読み替える字句
第5条	退職日給料月 額	退職日給料月額及び 退職日給料月額に退 職の日において定め られているその者に 係る定年と退職の日 におけるその者の年 齢との差に相当する 年数(当該年数が11 年から15年までであ る場合は、10年) 1 年につき100分の2

		を乗じて得た額の合計額
第5条の2 第1項第1号	及び特定減額前給料月額	並びに特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数（当該年数が11年から15年までである場合は、10年）1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
第5条の2 第1項第2号	退職日給料月額に、	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数（当該年数が11年から15年までである場合は、10年）1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額に、
第5条の2 第1項第2号イ	前号に掲げる額	その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものと、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

(退職手当の基本額の最高限度額)

第7条 第3条から第5条までの規定により計算した退職手当の基本額が、退職日給料月額に60を乗じて得た額を超えるときは、これらの規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の基本額とする。

第7条の2 第5条の2第1項の規定により計算した退職手当の基本額が次の各号に掲げる同項第2号イに掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をその者の退職手当の基本額とする。

- (1) 60以上 特定減額前給料月額に60を乗じて得た額
- (2) 60未満 特定減額前給料月額に第5条の2第1項第2号イに掲げる割合を乗じて得た額及び退職日給料月額に60から当該割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額

第7条の3 第5条の3に規定する者に対する前2条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第7条	第3条から第5条まで	第5条の3の規定により読み替えて適用する第5条
	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数（当該年数が11年から15年までである場合は、10年）1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
	これらの	第5条の3の規定により読み替えて適用

(退職手当の最高限度額)

第7条 第3条から第5条までの規定により計算した退職手当の額が、職員の退職の日における給料月額に60を乗じて得た額を超えるときは、これらの規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。

		する第5条の
第7条の2	第5条の2第1項の	第5条の3の規定により読み替えて適用する第5条の2第1項の
	同項第2号イ	第5条の3の規定により読み替えて適用する同項第2号イ
	同項の	同条の規定により読み替えて適用する同項の
第7条の2 第1号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数（当該年数が11年から15年までである場合は、10年）1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
第7条の2 第2号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数（当該年数が11年から15年までである場合は、10年）1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
	第5条の2第1項第2号イ	第5条の3の規定により読み替えて適用する第5条の2第1項第2号イ
	及び退職日給料月額	並びに退職日給料月額及び退職日給料月



	額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数（当該年数が11年から15年までである場合は、10年）1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
当該割合	当該第5条の3の規定により読み替えて適用する同号イに掲げる割合

(副知事等に選任された場合の退職手当)

第8条 職員が退職した日又はその翌日に副知事、出納長又は常勤の監査委員に選任された場合において、当該退職した者に対する退職手当の基本額は、第3条及び第4条の規定にかかわらず、第5条から第5条の3まで及び前3条の規定の例により計算した額とする。

(退職手当の調整額)

第8条の2 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間（第5条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（地方公務員法第27条及び第28条の規定による休職（公務上の傷病による休職、通勤による傷病による休職及び職員の休職の事由を定める条例（昭和56年鳥取県条例第7号）第2条第1号に掲げる事由による休職を除く。）、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第26条の規定による大学院修学休業、地方公務員法第29条の規定による停職その他これらに準ずる理由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月（現実に職務に従事することを要する日のあった月を除く。以下「休職月等」という。）のうち規則で定めるものを除く。）ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額（以下「調整月額」という。）のうちその額が最も多いもの

(副知事等に選任された場合の退職手当)

第8条 職員が退職した日又はその翌日に副知事、出納長又は常勤の監査委員に選任された場合において、当該退職した者に対する退職手当の額は、第3条及び第4条の規定にかかわらず、第5条及び第7条の規定の例により計算した額とする。

から順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額（当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額）を合計した額とする。

- (1) 第1号区分 50,000円
- (2) 第2号区分 45,850円
- (3) 第3号区分 41,700円
- (4) 第4号区分 33,350円
- (5) 第5号区分 25,000円
- (6) 第6号区分 20,850円
- (7) 第7号区分 16,700円
- (8) 第8号区分 0

2 退職した者の基礎在職期間に第5条の2第2項第2号から第19号までに掲げる期間が含まれる場合における前項の規定の適用については、その者は、規則で定めるところにより、当該期間において職員として在職していたものとみなす。

3 第1項各号に掲げる職員の区分は、職の職制上の段階、職務の級、階級その他職員の職務の複雑、困難及び責任の度に関する事項を考慮して、規則で定める。

4 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第1項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

(1) 退職した者でその勤続期間が24年以下のもの（次号に掲げる者を除く。）第1項第1号から第6号まで又は第8号に掲げる職員の区分にあっては当該各号に定める額、同項第7号に掲げる職員の区分にあっては零として、同項の規定を適用して計算した額

(2) 退職した者でその勤続期間が4年以下のもの及び第3条に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者に該当する者でその勤続期間が10年以上24年以下のもの 前号の規定により計算した額の2分の1に相当する額

5 前各項に定めるもののほか、調整月額のうちにその額が等しいものがある場合において、調整月額に順位を付す方法その他のこの条の規定による退職手当の調整額の計算に関し必要な事項は、規則で定める。

(一般の退職手当の額に係る特例)

第8条の3 第5条に規定する者で次の各号に掲げる

者に該当するものに対する退職手当の額が退職の日におけるその者の基本給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額に満たないときは、第2条の3、第5条、第5条の2及び前条の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。

- (1) 勤続期間1年未満の者 100分の270
- (2) 勤続期間1年以上2年未満の者 100分の360
- (3) 勤続期間2年以上3年未満の者 100分の450
- (4) 勤続期間3年以上の者 100分の540

2 前項の「基本給月額」とは、給与条例の規定による給料表が適用される職員については給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とし、その他の職員についてはこの基本給月額に準じて規則で定める額とする。

(勤続期間の計算)

第9条 略

2 略

3 職員が退職した場合（第13条第1項各号のいずれかに該当する場合を除く。）において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となったときは、前2項の規定による在職期間の計算については、引き続いて在職したものとみなす。

4 前3項の規定による在職期間のうちに休職月等が1以上あったときは、その月数の2分の1に相当する月数（地方公務員法第55条の2第1項ただし書に規定する事由又はこれに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しなかった期間については、その月数）を前3項の規定により計算した在職期間から除算する。

5及び6 略

7 前各項の規定により計算した在職期間に1年未満の端数がある場合には、その端数は、切り捨てる。ただし、その在職期間が6月以上1年未満（第3条

(勤続期間の計算)

第9条 略

2 略

3 職員が退職した場合（第13条第1項各号の一に該当する場合を除く。）において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となったときは、前2項の規定による在職期間の計算については、引き続いて在職したものとみなす。

4 前3項の規定による在職期間のうちに地方公務員法第27条及び第28条の規定による休職（公務上の傷病による休職、通勤による傷病による休職及び職員の休職の事由を定める条例（昭和56年鳥取県条例第7号）第2条第1号に掲げる事由による休職を除く。）、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第26条の規定による大学院修学休業、地方公務員法第29条の規定による停職その他これらに準ずる理由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月（現実に職務に従事することを要する日のあった月を除く。）が1以上あったときは、その月数の2分の1に相当する月数（同法第55条の2第1項ただし書に規定する事由又はこれに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しなかった期間については、その月数）を前3項の規定により計算した在職期間から除算する。

5及び6 略

7 前各項の規定により計算した在職期間に1年未満の端数がある場合には、その端数は、切り捨てる。ただし、その在職期間が6月以上1年未満（第3条

(傷病又は死亡による退職に係る部分に限る。)、第4条又は第5条の規定により退職手当の基本額を計算する場合にあっては、1年未満)の場合には、これを1年とする。

8 前項の規定は、前条又は第15条の規定により退職手当の額を計算する場合における勤続期間の計算については、適用しない。

9 第15条の規定により退職手当の額を計算する場合における勤続期間の計算については、前各項の規定により計算した在職期間に1月未満の端数がある場合には、その端数は切り捨てる。

(退職手当の支給制限)

第13条 一般の退職手当は、次の各号のいずれかに該当する者には、支給しない。

(1)～(3) 略

2 一般の退職手当のうち、第8条の2の規定により計算した退職手当の調整額に相当する部分は、次の各号のいずれかに該当する者には、支給しない。

(1) 第3条の表2の項及び第5条の2の規定により計算した退職手当の基本額が零である者並びに第3条の表1の項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者に該当する者でその勤続期間が9年以下のもの

(2) その者の非違により退職した者(前項各号に掲げる者を除く。)で規則で定めるもの

3 略

(起訴中に退職した場合等の退職手当の取扱い)

第17条 略

2 略

3 前2項の規定は、退職した者に対しまだ一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、その者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたときについて準用する。

(退職手当の支給の一時差止め)

第17条の2 任命権者は、退職した者に対しまだ一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又はその者から聴取

第1項(傷病又は死亡による退職に係る部分に限る。)、第4条又は第5条第1項の規定による退職手当を計算する場合にあっては、1年未満)の場合には、これを1年とする。

8 前項の規定は、第5条第3項又は第15条の規定による退職手当の額を計算する場合における勤続期間の計算については、適用しない。

9 第15条の規定による退職手当の額を計算する場合における勤続期間の計算については、前各項の規定により計算した在職期間に1月未満の端数がある場合には、その端数は切り捨てる。

(退職手当の支給制限)

第13条 一般の退職手当は、次の各号のいずれかに該当する者には支給しない。

(1)～(3) 略

2 略

(起訴中に退職した場合等の退職手当の取扱い)

第17条 略

2 略

3 前2項の規定は、退職した者に対しまだ一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、その者が在職期間(その退職手当の支給の基礎となる期間をいう。次条及び第17条の3第1項において同じ。)中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたときについて準用する。

(退職手当の支給の一時差止め)

第17条の2 任命権者は、退職した者に対しまだ一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又はその者から聴取した事

した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至ったときであつて、その者に対し一般の退職手当等を支給することが、公務に対する信頼を確保し、退職手当制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるときは、一般の退職手当等の支給を一時差し止めることができる。

2 略

3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第2号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 略

(2) 一時差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなくその者の退職の日から起算して1年を経過した場合

4～8 略

(退職手当の返納)

第17条の3 退職した者に対し一般の退職手当等の支給をした後において、その者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたときは、任命権者は、その支給をした一般の退職手当等の額のうち次に掲げる額を返納させることができる。ただし、第15条第1項、第5項又は第7項の規定による退職手当の支給を受けていた場合（受けることができた場合を含む。）は、この限りでない。

(1)及び(2) 略

2 略

附 則

1～3 略

4 適用日の前日に在職する職員（鳥取県職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（昭和33年鳥取県条例第49号。以下「条例第49号」という。）附則第2項各号列記以外の部分に規定する職員については、条例第49号附則第3項に規定する職員に限る。）が適用日以後に次の各号に掲げる退職（公務上の死亡

項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至ったときであつて、その者に対し一般の退職手当等を支給することが、公務に対する信頼を確保し、退職手当制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるときは、一般の退職手当等の支給を一時差し止めることができる。

2 略

3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第2号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 略

(2) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなくその者の退職の日から起算して1年を経過した場合

4～8 略

(退職手当の返納)

第17条の3 退職した者に対し一般の退職手当等の支給をした後において、その者が在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたときは、任命権者は、その支給をした一般の退職手当等の額のうち次に掲げる額を返納させることができる。ただし、第15条第1項、第5項又は第7項の規定による退職手当の支給を受けていた場合（受けることができた場合を含む。）は、この限りでない。

(1)及び(2) 略

2 略

附 則

1～3 略

4 適用日の前日に在職する職員（鳥取県職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（昭和33年鳥取県条例第49号。以下「条例第49号」という。）附則第2項各号列記以外の部分に規定する職員については、条例第49号附則第3項に規定する職員に限る。）が適用日以後に次の各号に掲げる退職（公務上の死亡

以外の死亡による退職で規則で定めるものを除く。)をした場合には、その者に支給すべき退職手当の額は、第2条の3から第5条の3まで及び第7条から第8条の3までの規定にかかわらず、当該各号に掲げる額とする。

(1) 第3条の表2の項又は第5条の規定に該当する退職 (傷病又は死亡による退職に限る。) その者につき旧条例第4条 (死亡により退職した者) については、鳥取県職員退職手当支給条例の一部を改正する条例 (昭和29年鳥取県条例第6号) 附則第18項を含む。以下この項において同じ。) の規定により計算した退職手当の額と第2条の3、第3条、第5条、第8条の2又は第8条の3の規定により計算した退職手当の額とのいずれか多い額

(2) 第7条又は第7条の2の規定に該当する退職 その者につき旧条例第3条、第4条又は第5条の規定により計算した退職手当の額と第7条又は第7条の2の規定により計算した退職手当の額とのいずれか多い額

5 第8条の3第1項に規定する職員に暫定手当が支給される間、同条第2項中「地域手当」とあるのは「地域手当並びに暫定手当」として同条の規定を適用する。

6 職員の定年等に関する条例の施行の日に現に在職する職員のうち次に掲げるものが、年齢50年以上で、その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した場合又は知事が別に定める期間内に申し出てその者の非違によることなく退職した場合において任命権者が知事の承認を得たときは、第5条から第5条の3までの規定に該当する場合のほか、当分の間、第5条から第5条の3まで及び第7条から第7条の3までの規定による退職手当を支給することができる。

(1)及び(2) 略

7～16 略

17 昭和29年2月28日に現に在職する職員、同日に現に他の公務員として在職し、同日後に引き続いて職員となった者又は附則第15項に規定する者のうち、職員としての引き続いた在職期間中において職員又は他の公務員として在職した後この条例の規定による退職手当又はこれに相当する給与の支給を受けて特殊退職をし、かつ、職員又は他の公務員となったことがあるものが退職した場合におけるその者に対

以外の死亡による退職で規則で定めるものを除く。)をした場合には、その者に支給すべき退職手当の額は、第3条から第5条まで及び第7条の規定にかかわらず、当該各号に掲げる額とする。

(1) 第3条第1項又は第5条第1項の規定に該当する退職 (傷病又は死亡による退職に限る。) その者につき旧条例第4条 (死亡により退職した者) については、鳥取県職員退職手当支給条例の一部を改正する条例 (昭和29年鳥取県条例第6号) 附則第18項を含む。以下この項において同じ。) の規定により計算した退職手当の額と第3条又は第5条の規定により計算した退職手当の額とのいずれか多い額

(2) 第7条の規定に該当する退職 その者につき旧条例第3条、第4条又は第5条の規定により計算した退職手当の額と第7条の規定により計算した退職手当の額とのいずれか多い額

5 第5条第3項に規定する職員に暫定手当が支給される間、同項中「及びこれらに対する調整手当」とあるのは「、これらに対する調整手当及び暫定手当」として同項の規定を適用する。

6 職員の定年等に関する条例の施行の日に現に在職する職員のうち次に掲げるものが、年齢50年以上で、その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した場合又は知事が別に定める期間内に申し出てその者の非違によることなく退職した場合において任命権者が知事の承認を得たときは、第5条の規定に該当する場合のほか、当分の間、同条及び第7条の規定による退職手当を支給することができる。

(1)及び(2) 略

7～16 略

17 昭和29年2月28日に現に在職する職員、同日に現に他の公務員として在職し、同日後に引き続いて職員となった者又は附則第15項に規定する者のうち、職員としての引き続いた在職期間中において職員又は他の公務員として在職した後この条例の規定による退職手当又はこれに相当する給与の支給を受けて特殊退職をし、かつ、職員又は他の公務員となったことがあるものが退職した場合にお

する一般の退職手当の基本額は、第3条から第5条の3まで、第7条及び第7条の2並びに条例第36号による改正前の第12条第2項及び附則第19項の規定にかかわらず、その者の退職の日における給料月額に、第1号に掲げる割合から第2号に掲げる割合（附則第19項に規定する職員若しくは職員以外の地方公務員として在職した後この条例の規定による退職手当若しくはこれに相当する給与の支給を受けて退職した者については、当該割合とその者に係る附則第19項において例による附則第17項第2号に掲げる割合とを合計した割合）を控除した割合を乗じて得た額とする。

(1) その者が第2条の3から第5条の3まで、第7条から第8条の3まで及び附則第4項並びに条例第36号附則第3項から附則第6項までの規定により計算した額の退職手当の支給を受けるものとした場合における当該退職手当の基本額の当該給料月額に対する割合

(2) その者が特殊退職をした際に、その際支給を受けたこの条例の規定による退職手当又はこれに相当する給与の額の計算の基礎となった勤続期間（当該給与の額の計算の基礎となるべき勤続期間がその者が在職した地方公共団体等の退職手当に関する規定において明確に定められていない場合には、当該給与の額を当該特殊退職の日におけるその者の給料月額で除して得た数に12を乗じて得た数（1未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。）に相当する月数）をこの条例の規定により計算した勤続期間とみなした場合のこの条例の規定による退職手当（附則第12項の規定の適用を受ける職員及び外地官署所属職員のうち、第4条若しくは第5条（25年以上勤続して退職した者のうち勤務公署の移転により退職した者であって任命権者が知事が承認を得て定めるもの以外の者に係る退職手当に関する部分を除く。）の規定による退職手当又はこれに準ずる退職手当に係る退職（以下「整理退職」という。）に該当する特殊退職をした者については、第4条の規定による退職手当）の支給を受けたものとした場合における当該退職手当の基本額の当該特殊退職の日におけるその者の給料月額に対する割合（特殊退職を2回以上した者については、それぞれの特殊退職に係る当該割合を合計した割合）

けるその者に対する一般の退職手当の額は、第3条から第5条まで、第7条、条例第36号による改正前の第12条第2項及び附則第19項の規定にかかわらず、その者の退職の日における給料月額に、第1号に掲げる割合から第2号に掲げる割合（附則第19項に規定する職員若しくは職員以外の地方公務員として在職した後この条例の規定による退職手当若しくはこれに相当する給与の支給を受けて退職した者については、当該割合とその者に係る附則第19項において例による附則第17項第2号に掲げる割合とを合計した割合）を控除した割合を乗じて得た額とする。

(1) その者が第3条から第5条まで、第7条及び附則第4項並びに条例第36号附則第3項から附則第6項までの規定により計算した額の退職手当の支給を受けるものとした場合における当該退職手当の額の当該給料月額に対する割合

(2) その者が特殊退職をした際に、その際支給を受けたこの条例の規定による退職手当又はこれに相当する給与の額の計算の基礎となった勤続期間（当該給与の額の計算の基礎となるべき勤続期間がその者が在職した地方公共団体等の退職手当に関する規定において明確に定められていない場合には、当該給与の額を当該特殊退職の日におけるその者の給料月額で除して得た数に12を乗じて得た数（1未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。）に相当する月数）をこの条例の規定により計算した勤続期間とみなした場合のこの条例の規定による退職手当（附則第12項の規定の適用を受ける職員及び外地官署所属職員のうち、第4条（25年以上勤続して退職した者のうち勤務公署の移転により退職した者であって任命権者が知事が承認を得て定めるもの以外の者に係る退職手当に関する部分を除く。）若しくは第5条の規定による退職手当又はこれに準ずる退職手当に係る退職（以下「整理退職」という。）に該当する特殊退職をした者については、第4条第1項の規定による退職手当）の支給を受けたものとした場合における当該退職手当の額の当該特殊退職の日におけるその者の給料月額に対する割合（特殊退職を2回以上した者については、それぞれの特殊退職に係る当該割合を合計した割合）

18～28 略

29 当分の間、20年以上35年以下の期間勤続して退職した者又は25年未満の期間勤続して附則第6項の規定に該当する退職をした者（条例第36号附則第3項の規定に該当する者及び傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者を除く。）に対する退職手当の基本額は、第3条から第5条の3までの規定により計算した額にそれぞれ100分の104を乗じて得た額とする。

30 当分の間、36年の期間勤続して退職した者（条例第36号附則第4項の規定に該当する者を除く。）で第3条の表2の項の規定に該当する退職をしたもの（傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者を除く。）に対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を35年として前項の規定の例により計算して得られる額とする。

31 当分の間、35年を超える期間勤続して退職した者（条例第36号附則第5項の規定に該当する者を除く。）で第5条の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を35年として附則第29項の規定の例により計算して得られる額とする。

32～36 略

37 退職した者の基礎在職期間中に給料月額の変額改定（平成18年3月31日以前に行われた給料月額の変額改定で規則で定めるものを除く。）によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、その者の減額後の給料月額が減額前の給料月額に達しない場合にその差額に相当する額を支給することとする条例の適用を受けたことがあるときは、この条例の規定による給料月額には、当該差額を含まないものとする。ただし、第8条の3第2項に規定する給与条例の規定による給料表が適用される職員に係る基本給月額に含まれる給料の月額及び同項に規定するその他の職員に係る基本給月額に含まれる給料月額に相当するものとして規則で定めるものについてはこの限りでない。

18～28 略

29 当分の間、20年以上35年以下の期間勤続して退職した者又は25年未満の期間勤続して附則第6項の規定に該当する退職をした者（条例第36号附則第3項の規定に該当する者及び傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者を除く。）に対する退職手当の額は、第3条から第5条までの規定により計算した額にそれぞれ100分の104を乗じて得た額とする。

30 当分の間、36年の期間勤続して退職した者（条例第36号附則第4項の規定に該当する者を除く。）で第4条の規定に該当する退職をしたもの（傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者を除く。）に対する退職手当の額は、その者の勤続期間を35年として前項の規定の例により計算して得られる額とする。

31 当分の間、35年を超える期間勤続して退職した者（条例第36号附則第5項の規定に該当する者を除く。）で第5条の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の額は、その者の勤続期間を35年として附則第29項の規定の例により計算して得られる額とする。

32～36 略

（知事等の退職手当に関する条例の一部改正）

第2条 知事等の退職手当に関する条例（昭和37年鳥取県条例第50号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。



改正後	改正前
<p>(副知事の退職手当の特例)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前2項の規定により在職期間を通算された副知事が退職した場合における退職手当の額は、前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 退職の日における第1項に規定する者においては国家公務員を退職した日、前項に規定する者においては職員を退職した日にその者が受けていた給料月額に相当する額及びその者の当該国家公務員等としての勤続期間を基礎として退職手当条例第5条及び第8条の2の規定に該当するものとして退職手当条例第2条の3、第5条から第5条の3まで、第7条から第7条の3まで、第8条の2及び第8条の3の規定の例により計算した額</p>	<p>(副知事の退職手当の特例)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前2項の規定により在職期間を通算された副知事が退職した場合における退職手当の額は、前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 退職の日における第1項に規定する者においては国家公務員を退職した日、前項に規定する者においては職員を退職した日にその者が受けていた給料月額に相当する額及びその者の当該国家公務員等としての勤続期間を基礎として退職手当条例第5条及び第7条の規定の例により計算した額</p>
<p>(教育長の退職手当の特例)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 前項の規定により在職期間を通算された教育長が退職した場合における退職手当の額は、第3条の規定にかかわらず、次に掲げる額の合計額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 退職の日における職員等を退職した日にその者が受けていた給料月額に相当する額及びその者の当該職員等としての勤続期間を基礎として退職手当条例第5条及び第8条の2の規定に該当するものとして退職手当条例第2条の3、第5条から第5条の3まで、第7条から第7条の3まで、第8条の2及び第8条の3の規定の例により計算した額</p> <p>3 略</p> <p>4 前項の規定により在職期間を通算された教育長が退職した場合における退職手当の額は、第3条の規定にかかわらず、次に掲げる額の合計額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 退職の日における職員等を退職した日にその者が受けていた給料月額に相当する額及びその者の特定在職期間を基礎として退職手当条例第5条及び第8条の2の規定に該当するものとして退職</p>	<p>(教育長の退職手当の特例)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 前項の規定により在職期間を通算された教育長が退職した場合における退職手当の額は、第3条の規定にかかわらず、次に掲げる額の合計額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 退職の日における職員等を退職した日にその者が受けていた給料月額に相当する額及びその者の当該職員等としての勤続期間を基礎として退職手当条例第5条及び第7条の規定の例により計算した額</p> <p>3 略</p> <p>4 前項の規定により在職期間を通算された教育長が退職した場合における退職手当の額は、第3条の規定にかかわらず、次に掲げる額の合計額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 退職の日における職員等を退職した日にその者が受けていた給料月額に相当する額及びその者の特定在職期間を基礎として退職手当条例第5条及び第7条の規定の例により計算した額</p>

手当条例第2条の3、第5条から第5条の3まで、  
第7条から第7条の3まで、第8条の2及び第8  
条の3の規定の例により計算した額

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

第3条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年鳥取県条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(一般の派遣職員に関する職員の退職手当に関する条例の特例)</p> <p>第6条 一般の派遣職員に関する職員の退職手当に関する条例(昭和37年鳥取県条例第51号。以下「退職手当条例」という。)第5条又は第9条第4項の規定の適用については、派遣先の機関の業務を公務とみなす。</p> <p>2 退職手当条例第8条の2第1項及び第9条第4項の規定の適用については、派遣の期間は、退職手当条例第8条の2第1項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当しないものとみなす。</p>	<p>(一般の派遣職員に関する職員の退職手当に関する条例の特例)</p> <p>第6条 一般の派遣職員に関する職員の退職手当に関する条例(昭和37年12月鳥取県条例第51号。以下「退職手当条例」という。)第5条第1項又は第9条第4項の規定の適用については、派遣先の機関の業務を公務とみなす。</p> <p>2 退職手当条例第9条第4項の規定は、<u>一般の派遣職員</u>の派遣の期間については、適用しない。</p>

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第4条 職員の育児休業等に関する条例(平成4年鳥取県条例第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下この条において「追加項」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(追加項を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>第7条 職員の退職手当に関する条例(昭和37年鳥取県条例第51号)第8条の2第1項及び第9条第4項の規定の適用については、<u>育児休業をした期間は、同条例第8条の2第1項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとする。</u></p> <p>2 <u>育児休業をした期間(当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間に限る。)</u>に</p>	<p>第7条 職員の退職手当に関する条例(昭和37年12月鳥取県条例第51号)第9条第4項の規定の適用については、<u>育児休業をした期間は、同項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとする。</u></p>

いての職員の退職手当に関する条例第9条第4項の  
 規定の適用については、同項中「その月数の2分の  
 1に相当する月数」とあるのは、「その月数の3分  
 の1に相当する月数」とする。

(職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第5条 職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年鳥取県条例第35号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(無給休暇) 第17条 略 2～4 略 5 職員の退職手当に関する条例(昭和37年鳥取県条例第51号)第8条の2第1項及び第9条第4項の規定の適用については、第1項第2号に掲げる休暇の期間については、同条例第8条の2第1項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとする。 6 略	(無給休暇) 第17条 略 2～4 略 5 職員の退職手当に関する条例(昭和37年12月鳥取県条例第51号)第9条第4項の規定の適用については、第1項第2号に掲げる休暇の期間については、同条例第9条第4項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとする。 6 略

(県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第6条 県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年鳥取県条例第36号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(無給休暇) 第15条 略 2～4 略 5 職員の退職手当に関する条例(昭和37年鳥取県条例第51号)第8条の2第1項及び第9条第4項の規定の適用については、第1項第2号に掲げる休暇の期間については、同条例第8条の2第1項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当	(無給休暇) 第15条 略 2～4 略 5 職員の退職手当に関する条例(昭和37年12月鳥取県条例第51号)第9条第4項の規定の適用については、第1項第2号に掲げる休暇の期間については、同条例第9条第4項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとする。

するものとする。

6 略

6 略

(公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第7条 公益法人等への職員の派遣等に関する条例(平成14年鳥取県条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(職務に復帰した職員等に関する職員の退職手当に関する条例の特例)</p> <p>第7条 職員派遣後職務に復帰した職員が退職した場合(派遣職員がその職員派遣の期間中に退職した場合を含む。)における職員の退職手当に関する条例(昭和37年鳥取県条例第51号。以下「退職手当条例」という。)の規定の適用については、派遣先団体の業務に係る業務上の傷病又は死亡は退職手当条例第4条の表2の項(5)、第5条の表1の項(2)及び第8条の2第1項の公務上の傷病又は死亡と、当該業務に係る労働者災害補償保険法第7条第2項に規定する通勤による傷病は退職手当条例第4条の表2の項(4)、第5条の表2の項(6)及び第8条の2第1項の通勤による傷病とみなす。</p> <p>2 派遣職員に関する退職手当条例第8条の2第1項及び第9条第4項の規定の適用については、職員派遣の期間(育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)に規定する育児休業の期間を除く。)は、退職手当条例第8条の2第1項に規定する職務に従事することを要しない期間に該当しないものとみなす。</p> <p>3及び4 略</p>	<p>(職務に復帰した職員等に関する職員の退職手当に関する条例の特例)</p> <p>第7条 職員派遣後職務に復帰した職員が退職した場合(派遣職員がその職員派遣の期間中に退職した場合を含む。)における職員の退職手当に関する条例(昭和37年鳥取県条例第51号。以下「退職手当条例」という。)の規定の適用については、派遣先団体の業務に係る業務上の傷病又は死亡は退職手当条例第4条第1項の表2の項(6)、第5条第1項の表1の項(2)及び第9条第4項の公務上の傷病又は死亡と、当該業務に係る労働者災害補償保険法第7条第2項に規定する通勤による傷病は退職手当条例第4条第1項の表2の項(5)、第5条第1項の表2の項(6)及び第9条第4項の通勤による傷病とみなす。</p> <p>2 退職手当条例第9条第4項の規定は、派遣職員の職員派遣の期間(育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)に規定する育児休業の期間を除く。)については、適用しない。</p> <p>3及び4 略</p>
<p>(採用された職員に関する退職手当条例の特例)</p> <p>第17条 法第10条第1項の規定により採用された職員に関する退職手当条例の規定の適用については、特定法人の業務に係る業務上の傷病又は死亡は退職手当条例第4条の表2の項(5)、第5条の表1の項(2)及び第8条の2第1項の公務上の傷病又は死亡と、当該業務に係る労働者災害補償保険法第7条第2項に規定する通勤による傷病は退職手当条例第4</p>	<p>(採用された職員に関する退職手当条例の特例)</p> <p>第17条 法第10条第1項の規定により採用された職員に関する退職手当条例の規定の適用については、特定法人の業務に係る業務上の傷病又は死亡は退職手当条例第4条第1項の表2の項(6)、第5条第1項の表1の項(2)及び第9条第4項の公務上の傷病又は死亡と、当該業務に係る労働者災害補償保険法第7条第2項に規定する通勤による傷病は退職手当条</p>

条の表2の項(4)、第5条の表2の項(6)及び第8条の2第1項の通勤による傷病とみなす。

例第4条第1項の表2の項(5)、第5条第1項の表2の項(6)及び第9条第4項の通勤による傷病とみなす。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 職員が新制度適用職員（職員であって、その者がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に退職することにより第1条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。）として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、同条の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例（以下「旧条例」という。）第3条から第5条まで、第7条及び附則第29項から第31項まで並びに附則第9項の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和48年鳥取県条例第36号。以下この項及び次項において「条例第36号」という。）附則第3項から第6項までの規定により計算した退職手当の額が、新条例第2条の3から第5条の3まで、第7条から第8条の3まで及び附則第29項から第31項まで、附則第6項、附則第7項並びに附則第9項の規定による改正後の条例第36号附則第3項から第6項まで（以下「新条例等退職手当額」という。）よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

3 職員のうち新条例第9条第5項及び第6項並びに第12条第1項から第3項までの規定により新条例第5条の2第2項第2号から第19号までに規定する期間が新条例第9条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間に含まれる者であって、施行日の前日が当該職員の職員としての引き続いた在職期間に含まれる期間に含まれるものが新制度適用職員として退職した場合における当該退職による退職手当についての前項の規定の適用については、同項中「退職したものとし」とあるのは「職員として退職したものとし」と、「勤続期間」とあるのは「勤続期間として取り扱われるべき期間」と、「給料月額」とあるのは「給料月額に相当する額として規則で定める額」とする。

4 職員が施行日から平成21年3月31日までの間に新制度適用職員として退職した場合において、その者についての新条例等退職手当額がその者が施行日の前日に受けていた給料月額を退職の日の給料月額とみなして旧条例第3条から第5条まで、第7条及び附則第29項から第31項まで並びに附則第9項の規定による改正前の条例第36号附則第3項から第6項までの規定により計算した退職手当の額（以下「旧条例等退職手当額」という。）よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、新条例等退職手当額から次の各号に掲げる退職した者の区分に応じ当該各号に定める額を控除した額をもってその者に支給すべき退職手当の額とする。

(1) 退職した者でその勤続期間が25年以上のもの 次に掲げる額のうちいずれか少ない額（その少ない額が10万円を超える場合には、10万円）

ア 新条例第8条の2の規定により計算した退職手当の調整額の100分の5に相当する額

イ 新条例等退職手当額から旧条例等退職手当額を控除した額

(2) 施行日から平成19年3月31日までの間に退職した者でその勤続期間が24年以下のもの 次に掲げる額のうちいずれか少ない額（その少ない額が100万円を超える場合には、100万円）

ア 新条例第8条の2の規定により計算した退職手当の調整額の100分の70に相当する額

イ 新条例等退職手当額から旧条例等退職手当額を控除した額

(3) 平成19年4月1日から平成21年3月31日までの間に退職した者でその勤続期間が24年以下のもの 次に掲げる額のうちいずれか少ない額（その少ない額が50万円を超える場合には、50万円）

ア 新条例第8条の2の規定により計算した退職手当の調整額の100分の30に相当する額

イ 新条例等退職手当額から旧条例等退職手当額を控除した額

5 附則第3項に規定する者が新制度適用職員として退職した場合における当該退職による退職手当についての前項の規定の適用については、同項中「受けていた給料月額」とあるのは、「受けていた給料月額に相当する額として規則で定める額」とする。

6 基礎在職期間の初日が施行日前である者に対する新条例第5条の2の規定の適用については、同条第1項中「基礎在職期間」とあるのは、「基礎在職期間（職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（平成18年鳥取県条例第45号）施行の日以後の期間に限る。）」とする。

7 新条例第8条の2の規定により退職手当の調整額を計算する場合において、基礎在職期間の初日が平成8年4月1日前である者に対する同条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第8条の2第1項	その者の基礎在職期間（	平成8年4月1日以後のその者の基礎在職期間（
第8条の2第2項	基礎在職期間	平成8年4月1日以後の基礎在職期間

8 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

（職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

9 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和48年鳥取県条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この項において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この項において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>附 則</p> <p>1 及び 2 略</p> <p>（経過措置）</p> <p>3 適用日に在職する職員（適用日に改正前の職員の退職手当に関する条例（以下「旧条例」という。）第12条第1項に規定する公庫等職員（以下「指定法人職員」という。）として在職する者のうち、適用日前に職員から引き続いて指定法人職員となった者又は適用日に他の公務員、企業職員等若しくは教育長として在職する者で、指定法人職員又は他の公務員、企業職員等若しくは教育長として在職した後引き続いて職員となったものを含む。次項及び附則第5項において同じ。）のうち、適用日以後に新条例第3条中傷病により退職した者に係る退職手当に関する部分又は新条例第4条、第5条若しくは附則第6項の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が20年以上35年以下（同項の規定に該当する退職をした者にとっては、25年未満）である者に対する</p>	<p>附 則</p> <p>1 及び 2 略</p> <p>（経過措置）</p> <p>3 適用日に在職する職員（適用日に改正前の職員の退職手当に関する条例（以下「旧条例」という。）第12条第1項に規定する公庫等職員（以下「指定法人職員」という。）として在職する者のうち、適用日前に職員から引き続いて指定法人職員となった者又は適用日に他の公務員、企業職員等若しくは教育長として在職する者で、指定法人職員又は他の公務員、企業職員等若しくは教育長として在職した後引き続いて職員となったものを含む。次項及び附則第5項において同じ。）のうち、適用日以後に新条例第3条中傷病により退職した者に係る退職手当に関する部分又は新条例第4条（<u>傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者に係る退職手当に関する部分を除く。</u>）、第5条若しくは附則第6項の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が20年</p>

- 退職手当の基本額は、新条例第3条から第5条の3まで及び附則第4項の規定にかかわらず、当分の間、新条例第3条から第5条の3までの規定により計算した額にそれぞれ100分の104を乗じて得た額とする。
- 4 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に新条例第3条の表2の項（傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者に係る退職手当に関する部分を除く。）の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が36年である者に対する退職手当の基本額は、新条例第3条の表2の項、第5条の2及び附則第4項の規定にかかわらず、当分の間、その者の勤続期間を35年として前項の規定の例により計算して得られる額とする。
- 5 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に新条例第5条の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年を超える者に対する退職手当の基本額は、新条例第5条から第5条の3まで及び附則第4項の規定にかかわらず、当分の間、その者の勤続期間を35年として附則第3項の規定の例により計算して得られる額とする。
- 6 新条例附則第4項の規定の適用を受ける職員で附則第3項から前項までの規定に該当するものに対する退職手当の額は、新条例第2条の3から第5条の3まで、第7条から第8条の3まで及び附則第4項並びにこの条例附則第3項から前項まで又は第14項の規定にかかわらず、その者につき旧鳥取県職員退職手当支給条例（昭和24年鳥取県条例第56号）の規定により計算した退職手当の額と新条例及び附則第3項から前項まで又は第14項の規定により計算した退職手当の額とのいずれが多い額とする。
- 7～11 略
- 12 附則第7項に規定する者又は附則第9項の規定に該当する者が適用日以後に退職した場合におけるその者に対する新条例第2条の3及び第8条の3の規定による退職手当の額は、新条例第2条の3から第5条の3まで、第7条から第8条の3まで及び附則第4項並びにこの条例附則第3項から第6項までの規定にかかわらず、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額（その控除して得た額が、その者につき旧条例及び新条例附則第4項の規定を適用して計算した退職手当の額より低い額となると
- 以上35年以下（同項の規定に該当する退職をした者にとっては、25年未満）である者に対する退職手当の額は、新条例第3条から第5条の2まで及び附則第4項の規定にかかわらず、当分の間、新条例第3条から第5条の2までの規定により計算した額にそれぞれ100分の104を乗じて得た額とする。
- 4 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に新条例第4条（傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者に係る退職手当に関する部分を除く。）の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が36年である者に対する退職手当の額は、新条例第4条及び附則第4項の規定にかかわらず、当分の間、その者の勤続期間を35年として前項の規定の例により計算して得られる額とする。
- 5 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に新条例第5条の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年を超える者に対する退職手当の額は、新条例第5条、第5条の2及び附則第4項の規定にかかわらず、当分の間、その者の勤続期間を35年として附則第3項の規定の例により計算して得られる額とする。
- 6 新条例附則第4項の規定の適用を受ける職員で附則第3項から前項までの規定に該当するものに対する退職手当の額は、新条例第3条から第5条の2まで、第7条及び附則第4項並びにこの条例附則第3項から前項まで又は附則第14項の規定にかかわらず、その者につき旧鳥取県職員退職手当支給条例（昭和24年8月鳥取県条例第56号）の規定により計算した退職手当の額と新条例及び附則第3項から前項まで又は附則第14項の規定により計算した退職手当の額とのいずれが多い額とする。
- 7～11 略
- 12 附則第7項に規定する者又は附則第9項の規定に該当する者が適用日以後に退職した場合におけるその者に対する新条例第3条から第5条の2までの規定による退職手当の額は、新条例第3条から第5条の2まで、第7条及び附則第4項並びにこの条例附則第3項から附則第6項までの規定にかかわらず、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額（その控除して得た額が、その者につき旧条例及び新条例附則第4項の規定を適用して計算した退職手当の額より低い額となるとときは、これらの規

きは、これらの規定を適用して計算した額)とする。

(1) 新条例第2条の3から第5条の3まで、第7条から第8条の3まで及び附則第4項並びにこの条例附則第3項から第6項までの規定により計算した額

(2) 略

13 略

14 前項に規定する者が適用日以後に退職した場合におけるその者に対する新条例第2条の3及び第8条の3の規定による退職手当の額は、新条例第2条の3から第5条の3まで、第7条から第8条の3まで及び附則第4項並びにこの条例附則第3項から第5項までの規定にかかわらず、退職の日におけるその者の給料月額に第1号に掲げる割合から第2号に掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額とする。

(1) その者が新条例第2条の3から第5条の3まで、第7条から第8条の3まで及び附則第4項並びにこの条例附則第3項から第5項までの規定により計算した額の退職手当の支給を受けるものとした場合における当該退職手当の基本額の当該給料月額に対する割合

(2) 略

15～31 略

32 附則第7項又は第9項及び第17項又は第30項の規定の適用を受ける者(他の勤続期間に関する特例規定の適用を受ける者を除く。)が適用日以後に退職した場合におけるその者に対する新条例第2条の3及び第8条の3の規定による退職手当の額は、新条例第2条の3から第5条の3まで、第7条から第8条の3まで及び附則第4項並びにこの条例附則第3項から第6項まで又は第12項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額からその者が特定休職指定法人の業務に従事した期間内に支給を受けた退職手当(これに相当する給与を含む。以下この項及び次項において同じ。)の額と当該退職手当の支給を受けた日の翌日から退職した日の前日までの期間につき年5.5パーセントの利率で複利計算の方法により計算した利息に相当する金額を合計した額を控除して得た額(その控除して得た額が、その者につき旧条例及び新条例附則第4項の規定を適用して計算した退職手当の額より低い額となるときは、これらの規定を適用して計算した額)とする。

33 附則第13項及び第17項又は第30項の規定の適用を

定を適用して計算した額)とする。

(1) 新条例第3条から第5条の2まで、第7条及び附則第4項並びにこの条例附則第3項から附則第6項までの規定により計算した額

(2) 略

13 略

14 前項に規定する者が適用日以後に退職した場合におけるその者に対する新条例第3条から第5条の2までの規定による退職手当の額は、新条例第3条から第5条の2まで、第7条及び附則第4項並びにこの条例附則第3項から第5項までの規定にかかわらず、退職の日におけるその者の給料月額に第1号に掲げる割合から第2号に掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額とする。

(1) その者が新条例第3条から第5条の2まで、第7条及び附則第4項並びにこの条例附則第3項から附則第5項までの規定により計算した額の退職手当の支給を受けるものとした場合における当該退職手当の額の当該給料月額に対する割合

(2) 略

15～31 略

32 附則第7項又は附則第9項及び附則第17項又は附則第30項の規定の適用を受ける者(他の勤続期間に関する特例規定の適用を受ける者を除く。)が適用日以後に退職した場合におけるその者に対する新条例第3条から第5条の2までの規定による退職手当の額は、新条例第3条から第5条の2まで、第7条及び附則第4項並びにこの条例附則第3項から附則第6項まで又は附則第12項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額からその者が特定休職指定法人の業務に従事した期間内に支給を受けた退職手当(これに相当する給与を含む。以下この項及び次項において同じ。)の額と当該退職手当の支給を受けた日の翌日から退職した日の前日までの期間につき年5.5パーセントの利率で複利計算の方法により計算した利息に相当する金額を合計した額を控除して得た額(その控除して得た額が、その者につき旧条例及び新条例附則第4項の規定を適用して計算した退職手当の額より低い額となるときは、これらの規定を適用して計算した額)とする。

33 附則第13項及び附則第17項又は附則第30項の規定



受ける者（他の勤続期間に関する特例規定の適用を受ける者を除く。）が適用日以後に退職した場合におけるその者に対する新条例第2条の3及び第8条の3の規定による退職手当の額は、新条例第2条の3から第5条の3まで、第7条から第8条の3まで及び附則第4項並びにこの条例附則第3項から第6項まで又は第14項の規定にかかわらず、同項（新条例附則第4項の規定の適用を受ける者でこの条例附則第3項から第5項までの規定に該当するものにあつては、この条例附則第6項）の規定により計算した額からその者が特定休職指定法人の業務に従事した期間内に支給を受けた退職手当の額と当該退職手当の支給を受けた日の翌日から退職した日の前日までの期間につき年5.5パーセントの利率で複利計算の方法により計算した利息に相当する金額を合計した額を控除して得た額（その控除して得た額が、その者につき旧条例及び新条例附則第4項の規定を適用して計算した退職手当の額より低い額となるときは、これらの規定を適用して計算した額）とする。

34～37 略

の適用を受ける者（他の勤続期間に関する特例規定の適用を受ける者を除く。）が適用日以後に退職した場合におけるその者に対する新条例第3条から第5条の2までの規定による退職手当の額は、新条例第3条から第5条の2まで、第7条及び附則第4項並びにこの条例附則第3項から附則第6項まで又は附則第14項の規定にかかわらず、同項（新条例附則第4項の規定の適用を受ける者でこの条例附則第3項から附則第5項までの規定に該当するものにあつては、この条例附則第6項）の規定により計算した額からその者が特定休職指定法人の業務に従事した期間内に支給を受けた退職手当の額と当該退職手当の支給を受けた日の翌日から退職した日の前日までの期間につき年5.5パーセントの利率で複利計算の方法により計算した利息に相当する金額を合計した額を控除して得た額（その控除して得た額が、その者につき旧条例及び新条例附則第4項の規定を適用して計算した退職手当の額より低い額となるときは、これらの規定を適用して計算した額）とする。

34～37 略

10 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和61年鳥取県条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この項において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
附 則	附 則
1～3 略 (経過措置)	1～3 略 (経過措置)
4 施行日の前日に在職する職員が施行日以後に退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、この条例による改正前の職員の退職手当に関する条例第3条から第5条まで、第7条若しくは附則第4項又は前項の規定による改正前の条例第36号附則第3項から第6項まで、第12項、第14項から第16項まで、第31項から第33項まで若しくは第35項の規定により計算した場合の退職手当の額が、 <u>新条例第2条の3から第5条の3まで、第7条から第8条の3まで</u> 若しくは附則第4項又は	4 施行日の前日に在職する職員が施行日以後に退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、この条例による改正前の職員の退職手当に関する条例第3条から第5条まで、第7条若しくは附則第4項又は前項の規定による改正前の条例第36号附則第3項から第6項まで、第12項、第14項から第16項まで、第31項から第33項まで若しくは第35項の規定により計算した場合の退職手当の額が、 <u>新条例第3条から第5条の2まで、第7条若しくは附則第4項又は前項の規定による改正後</u>

前項の規定による改正後の条例第36号附則第3項から第6項まで、第12項、第14項から第16項まで、第31項から第33項まで若しくは第35項の規定による退職手当の額よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

5 略

の条例第36号附則第3項から第6項まで、第12項、第14項から第16項まで、第31項から第33項まで若しくは第35項の規定による退職手当の額よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

5 略

(鳥取県の休日定める条例の一部改正)

11 鳥取県の休日定める条例(平成元年鳥取県条例第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この項において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この項において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
附 則	附 則
1～7 略	1～7 略
8 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日に在職する職員であって給料が日額で定められている者が施行日以後に退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したとしたならば支給を受けることができたこの条例による改正前の職員の退職手当に関する条例第3条から第5条の2まで及び第7条若しくは附則第4項又は職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和48年鳥取県条例第36号)附則第3項から第6項まで(以下「 <u>条例第36号附則</u> 」 <u>という。</u> )の規定による退職手当の額が、この条例による改正後の職員の退職手当に関する条例第2条の3から第5条の3まで及び第7条から第8条の3まで若しくは附則第4項又は条例第36号附則の規定による退職手当の額よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。	8 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日に在職する職員であって給料が日額で定められている者が施行日以後に退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したとしたならば支給を受けることができたこの条例による改正前の職員の退職手当に関する条例第3条から第5条の2まで及び第7条若しくは附則第4項又は職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和48年7月鳥取県条例第36号)附則第3項から第6項まで(以下「 <u>条例第36号附則</u> 」 <u>という。</u> )の規定による退職手当の額が、この条例による改正後の職員の退職手当に関する条例第3条から第5条の2まで及び第7条若しくは附則第4項又は条例第36号附則の規定による退職手当の額よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

(職員の勤務時間に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

12 職員の勤務時間に関する条例等(平成4年鳥取県条例第18号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この項において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この項において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削

る。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～5 略</p> <p>6 施行日の前日に在職する職員であって給料が日額で定められているものが施行日以後に退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したとしたならば支給を受けることができたこの条例による改正前の職員の退職手当に関する条例第3条から第5条の2まで及び第7条若しくは附則第4項又は職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和48年鳥取県条例第36号）附則第3項から第6項まで（以下「条例第36号附則」という。）の規定による退職手当の額が、この条例による改正後の職員の退職手当に関する条例第2条の3から第5条の3まで及び第7条から第8条の3まで若しくは附則第4項又は条例第36号附則の規定による退職手当の額よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～5 略</p> <p>6 施行日の前日に在職する職員であって給料が日額で定められているものが施行日以後に退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したとしたならば支給を受けることができたこの条例による改正前の職員の退職手当に関する条例第3条から第5条の2まで及び第7条若しくは附則第4項又は職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和48年7月鳥取県条例第36号）附則第3項から第6項まで（以下「条例第36号附則」という。）の規定による退職手当の額が、この条例による改正後の職員の退職手当に関する条例第3条から第5条の2まで及び第7条若しくは附則第4項又は条例第36号附則の規定による退職手当の額よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。</p>

（職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正）

13 職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（平成15年鳥取県条例第81号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この項において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～11 略</p> <p>（長期勤続者の退職手当に関する経過措置）</p> <p>12 当分の間、44年を超える期間勤続して退職した者で新条例第3条の表2の項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の<u>基本額</u>は、同条の規定にかかわらず、その者が新条例第5条の規定に該当する退職をしたものとし、かつ、その者の勤続期間を35年として新条例附則第29項の規定の例により計算して得られる額とする。</p> <p>13 略</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～11 略</p> <p>（長期勤続者の退職手当に関する経過措置）</p> <p>12 当分の間、44年を超える期間勤続して退職した者で新条例第4条の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の<u>額</u>は、同条の規定にかかわらず、その者が新条例第5条の規定に該当する退職をしたものとし、かつ、その者の勤続期間を35年として新条例附則第29項の規定の例により計算して得られる額とする。</p> <p>13 略</p>

鳥取県知事等及び職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年 3月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

#### 鳥取県条例第46号

鳥取県知事等及び職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県知事等及び職員の給与の特例に関する条例（平成17年鳥取県条例第44号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(職員の給与の額の特例)</p> <p>第7条 特例期間における職員給与条例第3条第1項各号に掲げる給料表のいずれかの適用を受ける職員（職員給与条例第4条の2に規定する短時間勤務職員を含む。以下「給料表適用職員」という。）の給料月額は、職員給与条例第3条第1項、第4条第11項及び第4条の2の規定にかかわらず、これらの規定により定められた額（次項において「給料基礎額」という。）から当該額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合（以下「特定割合」という。）を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。</p> <p>(1) 管理職手当の支給を受ける職員のうちその支給割合が最も高いもの <u>100分の5</u></p> <p>(2) 別表の左欄に掲げる給料表の適用を受ける職員のうち、それぞれ同表の右欄に定める者に該当するもの <u>100分の3</u></p> <p>(3) 前2号に掲げる職員以外の職員 <u>100分の4</u></p> <p>2～6 略</p> <p>(任期付研究員の給与の額の特例)</p> <p>第8条 特例期間における任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年鳥取県条例第4号。以下「任期付研究員条例」という。）第4条の規定により任期を定めて採用された職員（以下「任期付研究員」という。）の給料月額は、任期付研究員条例第6条第1項、第2項及び第4項の規定にかかわらず、これ</p>	<p>(職員の給与の額の特例)</p> <p>第7条 特例期間における職員給与条例第3条第1項各号に掲げる給料表のいずれかの適用を受ける職員（職員給与条例第4条の2に規定する短時間勤務職員を含む。以下「給料表適用職員」という。）の給料月額は、職員給与条例第3条第1項、第4条第11項及び第4条の2の規定にかかわらず、これらの規定により定められた額（次項において「給料基礎額」という。）から当該額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合（以下「特定割合」という。）を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。</p> <p>(1) 管理職手当の支給を受ける職員のうちその支給割合が最も高いもの <u>100分の6</u></p> <p>(2) 別表の左欄に掲げる給料表の適用を受ける職員のうち、それぞれ同表の右欄に定める者に該当するもの <u>100分の4</u></p> <p>(3) 前2号に掲げる職員以外の職員 <u>100分の5</u></p> <p>2～6 略</p> <p>(任期付研究員の給与の額の特例)</p> <p>第8条 特例期間における任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年鳥取県条例第4号。以下「任期付研究員条例」という。）第4条の規定により任期を定めて採用された職員（以下「任期付研究員」という。）の給料月額は、任期付研究員条例第6条第1項、第2項及び第4項の規定にかかわらず、これ</p>

らの規定に定める額から当該額に100分の4を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、前条第2項第1号又は第2号に掲げる額の算出の基礎となる給料月額は、これらの規定に定める額とする。

- 2 特例期間における任期付研究員の任期付研究員業績手当の額は、任期付研究員条例第6条第5項の規定にかかわらず、同項に定める額から当該額に100分の4を乗じて得た額を減じた額とする。
- 3 特例期間における任期付研究員の地域手当の額は、職員給与条例第9条の2及び第9条の3の規定にかかわらず、地域手当基礎額から地域手当基礎額に100分の4を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、前条第2項第1号又は第2号に掲げる額の算出の基礎となる地域手当の額は、地域手当基礎額とする。
- 4 特例期間における任期付研究員の期末手当の額は、職員給与条例第16条の4の規定にかかわらず、同条に定める額から当該額に100分の4を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

(特定任期付職員の給与の額の特例)

第9条 特例期間における任期付職員の採用等に関する条例（平成14年鳥取県条例第67号。以下「任期付職員条例」という。）第7条第1項に規定する特定任期付職員（以下「特定任期付職員」という。）の給料月額は、任期付職員条例第7条第1項及び第3項の規定にかかわらず、これらの規定に定める額から当該額に100分の4を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、第7条第2項第1号又は第3号に掲げる額の算出の基礎となる給料月額は、これらの規定に定める額とする。

- 2 特例期間における特定任期付職員の特定任期付職員業績手当の額は、任期付職員条例第4条第4項の規定にかかわらず、同項に定める額から当該額に100分の4を乗じて得た額を減じた額とする。
- 3 特例期間における特定任期付職員の地域手当の額は、職員給与条例第9条の2及び第9条の3の規定にかかわらず、地域手当基礎額から地域手当基礎額に100分の4を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる

らの規定に定める額から当該額に100分の5を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、前条第2項第1号又は第2号に掲げる額の算出の基礎となる給料月額は、これらの規定に定める額とする。

- 2 特例期間における任期付研究員の任期付研究員業績手当の額は、任期付研究員条例第6条第5項の規定にかかわらず、同項に定める額から当該額に100分の5を乗じて得た額を減じた額とする。
- 3 特例期間における任期付研究員の地域手当の額は、職員給与条例第9条の2及び第9条の3の規定にかかわらず、地域手当基礎額から地域手当基礎額に100分の5を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、前条第2項第1号又は第2号に掲げる額の算出の基礎となる地域手当の額は、地域手当基礎額とする。
- 4 特例期間における任期付研究員の期末手当の額は、職員給与条例第16条の4の規定にかかわらず、同条に定める額から当該額に100分の5を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

(特定任期付職員の給与の額の特例)

第9条 特例期間における任期付職員の採用等に関する条例（平成14年鳥取県条例第67号。以下「任期付職員条例」という。）第7条第1項に規定する特定任期付職員（以下「特定任期付職員」という。）の給料月額は、任期付職員条例第7条第1項及び第3項の規定にかかわらず、これらの規定に定める額から当該額に100分の5を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、第7条第2項第1号又は第3号に掲げる額の算出の基礎となる給料月額は、これらの規定に定める額とする。

- 2 特例期間における特定任期付職員の特定任期付職員業績手当の額は、任期付職員条例第4条第4項の規定にかかわらず、同項に定める額から当該額に100分の5を乗じて得た額を減じた額とする。
- 3 特例期間における特定任期付職員の地域手当の額は、職員給与条例第9条の2及び第9条の3の規定にかかわらず、地域手当基礎額から地域手当基礎額に100分の5を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる

地域手当の額は、地域手当基礎額とする。

- 4 特例期間における特定任期付職員の期末手当の額は、職員給与条例第16条の4の規定にかかわらず、同条に定める額から当該額に100分の4を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

地域手当の額は、地域手当基礎額とする。

- 4 特例期間における特定任期付職員の期末手当の額は、職員給与条例第16条の4の規定にかかわらず、同条に定める額から当該額に100分の5を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

#### 附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年3月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

#### 鳥取県条例第47号

警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

警察職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和29年鳥取県条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動条項等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動後条項等」という。）が存在する場合には、当該移動条項等を当該移動後条項等とし、移動条項等に対応する移動後条項等が存在しない場合には、当該移動条項等（以下「削除条項等」という。）を削り、移動後条項等に対応する移動条項等が存在しない場合には、当該移動後条項等（以下「追加条項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条及び号の表示並びに削除条項等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び号の表示並びに追加条項等を除く。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p><u>(趣旨)</u></p> <p>第1条 この条例は、<u>職員の給与に関する条例</u>（昭和26年鳥取県条例第3号。以下「給与条例」という。） 第11条第2項の規定に基づき、<u>警察職員</u>（以下「職員」という。）の特殊勤務手当の種類、支給される<u>職員の範囲、支給額その他特殊勤務手当の支給に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(特殊勤務手当の種類)</p> <p>第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。</p>	<p><u>(この条例の目的)</u></p> <p>第1条 この条例は<u>職員の給与に関する条例</u>（昭和26年2月鳥取県条例第3号。以下「給与条例」という。） 第11条の規定に基き、<u>警察職員の特殊勤務手当に関する事項を定めることを目的とする。</u></p> <p>(特殊勤務手当の種類)</p> <p>第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。</p>

- (1) 犯罪予防・捜査手当
- (2) 警ら手当
- (3) 犯罪鑑識手当
- (4) 運転免許技能試験手当
- (5) 交通捜査取締手当
- (6) 死体取扱手当
- (7) 看守手当
- (8) 緊急走行手当
- (9) 警備艇運航手当
- (10) 通信指令手当
- (11) 特殊危険物質危険区域内作業手当
- (12) 潜水手当
- (13) 航空手当
- (14) 爆発物処理作業手当
- (15) 特殊危険物質処理作業手当
- (16) 災害応急手当
- (17) 身辺警護手当
- (18) 海外犯罪情報収集手当
- (19) 銃器犯罪捜査手当
- (20) 略

(犯罪予防・捜査手当)

第3条 犯罪予防・捜査手当は、職員が犯罪の予防、捜査又は被疑者の逮捕の作業に従事したときに支給する。

- (1) 作業手当

- (2) 略

(作業手当)

第3条 作業手当は、警察職員が専ら次の各号に掲げる作業に従事したときに支給する。

- (1) 犯罪予防、捜査及び被疑者の逮捕の作業
- (2) 警ら作業
- (3) 犯罪鑑識作業
- (4) 道路上で行う自動車の運転免許技能試験作業
- (5) 交通取締作業
- (6) 火薬類及び高圧ガス取締作業
- (7) 死体取扱作業
- (8) 看守作業
- (9) けん銃操法指導作業
- (10) 警察活動のための自動車の運転作業
- (11) 警備用船舶の運航作業
- (12) 無線電話による通信作業
- (13) 爆発物取扱作業
- (13の2) 特殊危険物質危険区域内作業
- (14) 潜水作業
- (15) 航空機搭乗作業
- (16) 爆発物処理作業
- (16の2) 特殊危険物質処理作業
- (17) 災害救助等作業

2 前項の手当の額は、職員が作業に従事した日1日につき560円とする。

3 前項の規定にかかわらず、職員が捜査本部（犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第2号）第22条第1項に規定する捜査本部をいう。以下同じ。）において第1項の作業（当該捜査本部が設置された日から起算して30日を経過するまでの期間におけるものに限る。）に従事した場合における同項の手当の額は、前項に定める額に当該作業にその従事した日1日につき280円を加算した額とする。

（警ら手当）

第4条 警ら手当は、職員が警ら活動中に犯罪の予防又は検挙、事件又は事故の処理、交通の指導取締り、少年の補導、不審者への職務質問、市民に対する保護その他の作業に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、職員が作業に従事した日1日につき340円とする。

（犯罪鑑識手当）

第5条 犯罪鑑識手当は、次に掲げる場合に支給する。

(1) 職員が犯罪鑑識のための証拠の採取又は鑑定  
の作業に従事したとき。

(2) 職員が実験用爆発物の製造若しくは解体の作業又は実験用爆発物を用いて行う爆発実験の作業  
に従事したとき。

2 前項の手当の額は、職員が作業に従事した日1日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 現場において行われる作業 560円

(2) 前号の作業以外の作業 280円

（運転免許技能試験手当）

第6条 運転免許技能試験手当は、職員が道路上で行う自動車の運転免許技能試験の作業に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、職員が作業に従事した日1日につき230円とする。

（交通捜査取締手当）

(18) 身辺警護等作業

(19) 海外犯罪情報収集作業

(20) 銃器犯罪捜査作業

2 前項第2号、第10号及び第12号から第20号までの作業の範囲は、人事委員会規則で定める。



第7条 交通捜査取締手当は、次に掲げる場合に支給する。

- (1) 職員が交通事件又は交通事故の捜査の作業に従事したとき。
- (2) 職員が交通取締用自動二輪車に乗車して行う交通取締作業に従事したとき。
- (3) 職員が高速道路上において行う交通取締作業に従事したとき。
- (4) 職員が前2号に掲げる作業以外の交通取締作業に従事したとき。

2 前項の手当の額は、職員が作業に従事した日1日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 前項第1号及び第2号の作業 560円
- (2) 前項第3号の作業 460円
- (3) 前項第4号の作業 310円

3 前項の規定にかかわらず、職員が高速道路上において第1項第1号の作業に従事した場合における同項の手当の額は、前項第1号に定める額にその従事した日1日につき280円を加算した額とする。

(死体取扱手当)

第8条 死体取扱手当は、次に掲げる場合に支給する。

- (1) 人事委員会規則で定める職員が検視の作業に従事したとき。
- (2) 職員(前号に定めるものを除く。)が死体取扱作業に従事したとき。

2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 前項第1号の作業 検視した死体1体につき3,200円
- (2) 前項第2号の作業 作業に従事した日1日につき1,600円

3 前項の規定にかかわらず、職員が第1項第2号の作業のうち、人事委員会が定める特別なものに従事した場合における同項の手当の額は、前項第2号に定める額にその額の100分の100に相当する額を加算した額とする。

(看守手当)

第9条 看守手当は、次に掲げる場合に支給する。

- (1) 職員が警察留置場において被疑者の看守の作業に従事したとき。

(2) 職員が被疑者を他の警察署又は機関等へ護送する作業に従事したとき。

2 前項の手当の額は、職員が作業に従事した日1日につき330円とする。

(緊急走行手当)

第10条 緊急走行手当は、職員が道路交通法（昭和35年法律第105号）第39条第1項に規定する緊急自動車に乗車し、緊急走行の作業に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、職員が作業に従事した日1日につき420円とする。

(警備艇運航手当)

第11条 警備艇運航手当は、職員が警察活動のため警備艇の運航の作業に従事したとき（次の各号のいずれかに該当するときに限る。）に支給する。

(1) 日没時から日出時までの間

(2) 気象業務法施行令（昭和27年政令第471号）第4条又は第5条に規定する注意報及び警報のうち運航作業において危険と認められるものが行われている期間

2 前項の手当の額は、職員が作業に従事した日1日につき300円とする。

(通信指令手当)

第12条 通信指令手当は、人事委員会規則で定める職員が緊急通報の受理及びこれに伴う警察無線電話による指令の通信の作業に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、職員が作業に従事した日1日につき230円とする。

(特殊危険物質危険区域内作業手当)

第13条 特殊危険物質危険区域内作業手当は、職員が特殊危険物質（サリン等による人身被害の防止に関する法律（平成7年法律第78号）第2条に規定するサリン等をいう。以下同じ。）による被害の危険がある区域内において行う作業（第17条に規定する特殊危険物質処理作業手当の支給の対象となる作業を除く。）に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、職員が作業に従事した日1日につき250円とする。

(潜水手当)

第14条 潜水手当は、職員が潜水器具を着装して行う潜水の作業に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、職員が作業に従事した時間1時間につき、次の各号に掲げる潜水深度の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 20メートルまでのとき。 300円

(2) 20メートルを超え、30メートルまでのとき。  
600円

(3) 30メートルを超えるとき。 1,200円

3 前項の規定にかかわらず、職員が次に掲げる作業に従事した場合における第1項の手当の額は、前項に定める額にその額の100分の50に相当する額を加算した額とする。

(1) 転覆した船舶内にいる遭難者の救助のための作業

(2) 水温10度以下における作業

4 前2項の規定にかかわらず、職員が第1項の作業のうち、ヘドロ、危険物等の堆積による劣悪又は危険な環境の下において行われるものに従事した場合における同項の手当の額は、前2項の規定により得られる額にその額の100分の100に相当する額を加算した額とする。

(航空手当)

第15条 航空手当は、次に掲げる場合に支給する。

(1) 次に掲げる職員が航空機の操縦又は整備の作業に従事したとき。

ア 航空法（昭和27年法律第231号）第24条に規定する事業用操縦士の資格を有する職員

イ 航空法第24条に規定する一等航空整備士又は二等航空整備士の資格を有する職員

(2) 職員が航空機に搭乗し、次に掲げる作業に従事したとき。

ア 航空機の操縦

イ 航空機の整備

ウ 捜索救難、犯罪の捜査又は鎮圧、警備、交通の取締りその他の警察活動

エ 教育訓練

2 前項第1号の手当の額は、職員が作業に従事した月1月につき、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号アの職員 35,000円

(2) 前項第1号イの職員 20,000円

3 第1項第2号の手当の額は、職員が作業に従事した時間1時間につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 第1項第2号アの作業 5,100円

(2) 第1項第2号イの作業 2,200円

(3) 第1項第2号ウの作業 1,200円

(4) 第1項第2号エの作業 300円

4 前項の規定にかかわらず、職員が次に掲げる作業に従事した場合における第1項第2号の手当の額は、前項に定める額にその額の100分の100(当該作業が日没時から日出時までの間において行われた場合にあつては、100分の150)に相当する額を加算した額とする。

(1) 海上における飛行距離が100キロメートル以上の捜索作業

(2) 高度100メートル以下の低空をヘリコプターにより30分以上飛行して行う海上における捜索作業(前号に掲げる作業を除く。)

(3) 第1項第2号ウ又はエの作業のうち空中で停止飛行したヘリコプターにより行うつり上げ作業

(4) 第1項第2号ウ又はエの作業のうち空中で停止飛行したヘリコプターにより行う降下の作業又は降下の作業を機外において補助する作業

5 前2項の規定にかかわらず、職員が日没時から日出時までの間第1項第2号の作業に従事した場合(前項に掲げるものを除く。)における第1項第2号の手当の額は、第3項に定める額にその額の100分の50に相当する額を加算した額とする。

(爆発物処理作業手当)

第16条 爆発物処理作業手当は、職員が爆発物容疑物件に接近して行う作業で人事委員会が定めるものに従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、職員が作業に従事した勤務1回につき5,200円とする。

(特殊危険物質処理作業手当)

第17条 特殊危険物質処理作業手当は、次に掲げる場合に支給する。

(1) 職員が特殊危険物質又はその疑いがある物質(以下「特殊危険物質等」という。)が発散し、若しくは漏えいしている状況の下で行う救助活動又

は被疑者の逮捕、搜索、差押え、検証等の捜査活動のための作業に従事したとき。

(2) 職員が特殊危険物質等の処理作業で人事委員会が定めるものに従事したとき。

2 前項の手当の額は、職員が作業に従事した勤務1回につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号又は第2号の作業のうち、特殊危険物質等が発散し、又は漏えいしている状況の下で行うもの 5,200円

(2) 前項第2号の作業のうち、特殊危険物質等が発散し、又は漏えいしていない状況の下で行うもの 2,600円

(災害応急手当)

第18条 災害応急手当は、次に掲げる場合に支給する。

(1) 職員が火薬類若しくは高圧ガスによる大規模な事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において次に掲げる作業に従事したとき。

ア 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第43条第2項の規定による立入検査

イ 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第62条第5項の規定による立入検査

(2) 職員が山岳における人命救助のための救難捜索の作業で危険かつ困難を伴うと人事委員会が認めるものに従事したとき。

(3) 職員が異常な自然現象又は大規模な事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う災害警備、遭難救助、通信施設の臨時設置、運用若しくは保守、鑑識作業又はこれらに相当する作業で心身に著しい負担を与えると人事委員会が認めるものに従事したとき。

(4) 職員が前号に掲げる作業に相当すると人事委員会が認める作業に従事したとき。

2 前項の手当の額は、職員が作業に従事した日1日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号の作業 300円

(2) 前項第2号の作業 600円

(3) 前項第3号及び第4号の作業 840円

3 前項の規定にかかわらず、第1項第3号又は第4号の手当の額は、職員が作業に従事した日1日につき、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各

号に定める額とする。

- (1) 日没時から日出時までの間において行われた場合 前項第3号に定める額にその額の100分の50に相当する額を加算した額
- (2) 人事委員会が定める特別なものに従事した場合 前項第3号に定める額 (前号の規定に該当する場合にあっては、同号の規定により得られる額) にその額の100分の100に相当する額を加算した額

(身辺警護手当)

第19条 身辺警護手当は、次に掲げる場合に支給する。

- (1) 職員が天皇又は皇后、皇太子若しくは皇太子妃の側近警衛の作業に従事したとき。
  - (2) 職員が皇族の側近警衛 (前号に掲げるものを除く。) 又は内閣総理大臣、国賓その他人事委員会規則で定める者の身辺警護の作業に従事したとき。
- 2 前項の手当の額は、職員が作業に従事した日1日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。
- (1) 前項第1号の作業 1,150円
  - (2) 前項第2号の作業 640円

(海外犯罪情報収集手当)

第20条 海外犯罪情報収集手当は、職員が日本国外において行う犯罪の捜査に関する情報収集の作業で人事委員会が定めるものに従事したときに支給する。

- 2 前項の手当の額は、職員が作業に従事した日1日につき1,100円とする。

(銃器犯罪捜査手当)

第21条 銃器犯罪捜査手当は、職員が防弾装備を装着し、武器を携帯して行う次に掲げる作業に従事したときに支給する。

- (1) 銃器又は銃器と思料されるものを使用している犯罪現場における犯人の逮捕の作業又はこれに相当すると人事委員会が認める作業
- (2) 銃器を所持する犯人の逮捕の作業
- (3) 第1号に掲げる作業又は前号に掲げる作業 (銃器を使用した犯人の逮捕の作業に限る。) に付随して行う固定配置の作業
- (4) 銃器が使用された暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律第

77号) 第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。) の対立抗争事件に伴う暴力団の事務所又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)の居宅に対する張付け警戒の作業

2 前項の手当の額は、職員が作業に従事した日1日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号の作業 1,640円

(2) 前項第2号の作業 1,100円

(3) 前項第3号の作業

ア 前項第1号の作業に付随して行うもの 1,100円

イ 前項第2号の作業に付随して行うもの 820円

(4) 前項第4号の作業 820円

(緊急な呼出し時における特例)

第22条 職員(管理又は監督の地位にある者のうち人事委員会が定めるものを除く。)が、正規の勤務時間以外の時間において、勤務の時間帯その他に関し人事委員会が定める特別な事情の下で作業に従事した場合における第3条第1項、第5条第1項、第7条第1項、第16条第1項、第17条第1項又は前条第1項の手当の額は、それぞれ第3条第2項若しくは第3項、第5条第2項、第7条第2項若しくは第3項、第16条第2項、第17条第2項又は前条第2項に定める額に勤務1回につき1,240円を加算した額とする。

第4条 前条第1項の手当の額は、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額の範囲内において人事委員会規則で定める。

(1) 前条第1項第1号、第3号又は第5号に掲げる作業 勤務1月につき1万100円又は勤務1日につき560円

(2) 前条第1項第2号に掲げる作業 勤務1月につき6,200円又は勤務1日につき340円

(3) 前条第1項第4号、第6号又は第8号から第13号の2までに掲げる作業 勤務1日につき640円

(4) 前条第1項第7号に掲げる作業(次号に掲げるものを除く。) 勤務1日につき1,600円

(5) 前条第1項第7号に掲げる作業(人事委員会

- が定めるものに限る。) 1体につき3,200円
- (6) 前条第1項第14号に掲げる作業 勤務1時間につき1,500円
- (7) 前条第1項第15号に掲げる作業 勤務1時間につき5,100円
- (8) 前条第1項第16号又は第16号の2に掲げる作業 勤務1回につき5,200円
- (9) 前条第1項第17号又は第19号に掲げる作業 勤務1日につき1,100円
- (10) 前条第1項第18号に掲げる作業(次号に掲げるものを除く。) 勤務1日につき640円
- (11) 前条第1項第18号に掲げる作業(人事委員会  
が定めるものに限る。) 勤務1日につき1,150円
- (12) 前条第1項第20号に掲げる作業 勤務1日につき1,640円
- 2 警察職員(管理又は監督の地位にある者のうち人事委員会  
が定めるものを除く。次条第2項において同じ。)が、正規の勤務時間以外の時間において、  
勤務の時間帯その他に関し人事委員会  
が定める特別な事情の下で前条第1項第1号、第3号、第5号、  
第16号、第16号の2又は第20号に掲げる作業に従事したときは、  
前項に定める額に、その勤務1回につき1,240円を加算する。
- 3 警察職員が前条第1項第1号に掲げる作業であって人事委員会  
が定める特別なものに従事したときは、第1項に定める額にその勤務1日につき280円を加算する。
- 4 警察職員が前条第1項第5号に掲げる作業であって人事委員会  
が定める特別なものに従事したときは、第1項に定める額にその勤務1日につき280円を加算する。
- 5 警察職員が、前条第1項第7号に掲げる作業(第1項第4号に掲げるものに限る。)であって人事委員会  
が定める特別なものに従事したときは、第1項に定める額にその額の100分の100に相当する額を加算する。
- 6 警察職員が、前条第1項第14号に掲げる作業であって特に困難で心身に著しい負担を与えると人事委員会  
が認めるものに従事したときは、第1項に定める額にその額の100分の50に相当する額を加算する。
- 7 警察職員が、前条第1項第15号に掲げる作業であって人事委員会  
が定めるものに従事したときは、第1項に定める額にその額の100分の30又は100分の45に



相当する額を加算する。

- 8 警察職員が、前条第1項第15号に掲げる作業であつて人事委員会が定める特別なものに従事したときは、第1項に定める額（前項の規定に該当する場合には、同項の規定により得られる額）にその勤務1日につき870円を加算する。
- 9 警察職員が、前条第1項第17号に掲げる作業であつて人事委員会が定めるものに従事したときは、第1項に定める額にその額の100分の50に相当する額を加算する。
- 10 警察職員が、前条第1項第17号に掲げる作業であつて人事委員会が定める特別なものに従事したときは、第1項に定める額（前項の規定に該当する場合には、同項の規定により得られる額）にその額の100分の100に相当する額を加算する。

第4条の2 第3条第1項第1号から第3号まで又は第5号に掲げる作業に係る月額の作業手当の支給を受ける警察職員には、同項第1号から第3号まで、第5号、第6号又は第8号から第12号までに掲げる作業に係る日額の作業手当は、支給しない。

- 2 前項に規定する警察職員が正規の勤務時間以外の時間において、前条第2項に規定する特別な事情の下で第3条第1項第1号、第3号又は第5号に掲げる作業に従事したときは、前項の規定にかかわらず、当該作業に係る日額の作業手当を支給する。この場合において、当該作業に係る日額の作業手当の額は、前条第2項の規定による加算額に相当する額とする。
- 3 第1項に規定する警察職員が前条第3項の人事委員会が定める特別な作業に従事したときは、第1項の規定にかかわらず、当該作業に係る日額の作業手当を支給する。この場合において、当該作業に係る日額の作業手当の額は、同条第3項の規定による加算額に相当する額とする。
- 4 第3条第1項第5号に掲げる作業に係る月額の作業手当の支給を受ける警察職員が前条第4項の人事委員会が定める特別な作業に従事したときは、第1項の規定にかかわらず、当該作業に係る日額の作業手当を支給する。この場合において、当該作業に係る日額の作業手当の額は、同条第4項の規定による加算額に相当する額とする。

(夜間特殊業務手当)

(夜間特殊業務手当)

第23条 略

2 前項の手当の額は、職員が業務に従事した勤務1回につき、次の各号に掲げる勤務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) その勤務時間が深夜の全部を含む勤務 1,100円
- (2) その勤務時間が深夜の一部を含む勤務
  - ア 深夜における勤務時間が2時間以上であるもの 730円
  - イ 深夜における勤務時間が2時間未満であるもの 410円

(併給禁止)

第24条 同一の日において、次の各号に掲げる手当が支給される作業のうち2以上の作業に従事した場合にあっては、これらの作業に係る手当のうち手当の額が最も高いもの（これらの手当の額が同額である場合にあってはこれらの手当のいずれか、手当の額が最も高いものが2以上ある場合にあっては当該手当の額が最も高いもののいずれかとする。）のみを支給する。

- (1) 犯罪予防・捜査手当
- (2) 警ら手当
- (3) 犯罪鑑識手当
- (4) 交通捜査取締手当
- (5) 看守手当
- (6) 緊急走行手当
- (7) 警備艇運航手当
- (8) 通信指令手当
- (9) 災害応急手当（第18条第1項第1号に該当することにより支給されるものに限る。）

(委任)

第25条 この条例に定めるもののほか、特殊勤務手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

第5条 略

第6条 前条の手当の額は、その勤務1回につき1,100円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める。

(特殊勤務手当の支給)

第7条 この条例に定めるもののほか、特殊勤務手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

## 附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。